



当時その危険性を隠したといふことになるわけであります。何ゆえわざかこの四ヵ月間でこのようなことになつたのか、お聞かせいただきたいと思います。

○政府委員(山本晃君) 様お答えいたします。

昨年、山一証券が自主廃業を決定した際には、証券取引法の企業内容等の開示規定に従いまして、山一証券の方から一千九億円の資産超過の状況にあるという臨時報告書が提出されたところでございます。その後、国会でも御答弁申し上げておるところ、山一証券では業務を縮小する過程の中で資産、負債の整理が順次行われております。業務の整理に伴う費用あるいは保有資産の処分価格等の変動要素が含まれていたというふうに考へているところでございます。

昨年十一月の時点では債務超過ではなかつたと認識していたわけござりますが、業務の整理等に伴う費用あるいは保有資産の価値の変動等によりまして財産額が変動する場合を考慮し、「当時の大蔵大臣談話」におきまして、本件の最終処理を含め、証券会社の破綻処理のあり方に関する「証券補償基金の財務基盤の強化等」を図り、十全の処理体制を整備することとしていたところでござります。

○金田勝年君 山一証券が債務超過に陥つたという以上、この報道の中身とかを拝見していますと、劣後ローンもあるということで、現状の二百二十五億というふうな考え方もあるようなんですかけれども、今度基金をつくるといつても、日銀特融の場合は基金で守られないという状況があるわけであります。例えば生損保側が劣後ローンの返済を求めるということで交渉が難航したりした場合には日銀特融の返済にも影響を与えてくるということがあり得るんだと思うんです。ですから、債務超過に陥つたということで日銀特融が全額返済されない可能性などいうものも出てくるわけです。

ね。

す。

いずれにせよ、最終的にこの山一証券という会社が清算手続に入り、清算結了までにはまだ数年かかるけれども、その政府の責任、あるいは今後この問題にどのように対処されるおつもりか、重ねてお伺いしたいと思います。

○国務大臣(松永光君) 法律の理屈を言うつもりはさらさらありませんが、劣後ローンというのとは文字どおりほかの債権に劣後するわけでありまして、その意味では日銀特融の方が優先するわけでありまして。したがいまして、劣後ローンは文字どおり劣後させて、そして日銀特融の方を優先して支払うと、劣後ローンに対する日銀の方を優先して支払う、そういう形で対処すべきものというふうに考へております。

○金田勝年君 今の時点で一百二十五億ということがさらに上回つていく可能性もあるわけでありますし、日銀特融が返済されるかどうかという問題、あるいは四ヵ月前に一千億円を超える資産超過というふうな点についてもう一度、今後どのように対処されるのか、お伺いしたいと思います。

○國務大臣(松永光君) 今、局長心得から話がありましたように、昨年の自主廃業を決定した時点における山一からの報告書によりますと、劣後ローンもあるということで、現状の二百二十五億という債務超過ならば生損保十四社が計四百三十億出しているその劣後ローンで穴埋めできることというふうな考え方もあるようなんですかけれども、今度基金をつくるといつても、日銀特融の場合は基金で守られるわけですが、劣後ローンの返済を求めるということで交渉が難航したりした場合には日銀特融の返済にも影響を与えてくるということがあり得るんだと思うんです。ですから、債務超過に陥つたということで日銀特融が全額返済されない可能性などいうものも出てくるわけです。

○金田勝年君 最優先し、かつ全国の支店その他を整理するという形で処理を進めてきたわけありますが、そういう事務費用、あるいはまた店舗等多くが自己所有のものじやなくして他から借り受けで使つておった支店等が多かつたようあります。返還する場合には原状に復帰して返還するということにまづておる関係上、原状復帰の費用も想定したのよりも余計がかかつたということ、あるいはまたその間に保有しておる資産等の価格が実は低下してしまつたということ等があつて二百二十五億円の債務超過、そういう見通しになつてきましたようあります。

○政府委員(堀田隆夫君) ただいま先生が御指摘になりましたように、これまでの罰則を六倍に強化したと心得ております。要するに、フリー、フェア、グローバルのフェアの世界になるわけですから、そのどちらまでの罰則を六倍に強化したと心得ております。そういう中で、この前の五月二十九日、これは提携について記者会見をしたのは六月一日だと思いますが、調印、そして記者会見を行つておると思いますが、五月二十九日に異常な大商いで急伸をした日興証券の株価、これは私も新聞報道などをからその辺も確認していただいて結構なんですねけれども、東証一部の出来高で第一位だった、そして八百九十五万株もの出来高があつたと。これは断トツで、そしてその内訳を見ればトライアル取引は否定しております。

監視委員会は、証券市場における取引状況につきまして日常的に監視を行つております。仮にその過程でインサイダー取引等の取引の公正を害するような違法行為の疑いが認められました場合には、取引の手口を分析し、取り扱いの証券会社から売買取引者の氏名でござりますとか売買動機等を事情聴取いたしまして事実関係を解明し、適切に対応するということであつておるところです。

今お尋ねでございますけれども、個別事案的具体的な内容についてお答えすることは今後の私どもの委員会の活動に支障を来しかねないということを御理解いただきたいと思いますけれども、一般論として申し上げますれば、インサイダー取引規制の重要な事実の公表前には不自然な売買が認められました場合には、私どもは関心を持つて情報収集報道であります。そして週明けの一日、月曜

日も買い注文が売り注文を大幅に上回つて値がつかないままに推移した。しかし、問題は二十九日でありまして、重要な事実に絡む情報を開示する前にこういう偏った大商いが行われたという事実は、今の日本の金融・証券界が外資の動きで非常に世界的な金融再編に巻き込まれて大変になる、まさにグローバルな世界の中でやつていかなければいけないその中で、フェアが最も重要な地位を占めています。したがいまして、劣後ローンは、それからもちろんそれと提携をするという日本金融・証券会社についてもフェアな対応といふものを、チエックのシステムがあるわけですから、それをきちっと調査をして問題があるかないかをはつきりとさせなければいけない、こういうふうに思つてあります。

この点について、これは証券取引等監視委員会になると思いますが、どのような対応を今されてゐるか、お教えいただきたいと思います。

○政府委員(堀田隆夫君) ただいま先生が御指摘になりました件につきまして、御指摘のような報道がなされていることは事実でございまして、私も中身をよく読んでいるところでございま



ニューヨーク市場においてもロンドン市場においてもかつて改革を行ったわけですから、そして今日に至っているわけですから、私どもの国においても改革をきちっと断行して欧米の市場と遜色のない利便性を確保していく必要があるという点はわかるわけであります。ただ、他方で、ロンドンを例によくとられるわけですけれども、テニスのウインブルドンを例に引いてよく言われているのですが、ウインブルドン化現象。金融機関からイギリスのナショナルフラッグが消えて、活躍するのは外資系で過半数になってきたということを言われるそのウインブルドン化現象、ちょっと調べましたら、イギリスのマーチャントバンクの主要十六社中九社が買収され、今純粋に残っているのはといいますか、買収されていないのは七社というふうに言われているんですけれども、そういうふうなウインブルドン化現象、こういったことも指摘されているわけあります。

先ほどの証券界の日興証券とトラベラーズ・グループとの提携、これなんかを最近の報道で見ま

すと、大手の証券会社でさえ外資と業務提携をしておるのはといいますか、買収されていないのは七社

といいます。

一点目は、日興証券とアメリカのトラベラーズ・グループとの提携等、いろいろと外資提携の動きの件でございます。

こういった動きにつきましては、恐らく金融システム改革、こういったものの流れを受けて、顧客の多様なニーズに積極的にこたえていこうとい

う、そういう動きではないかなと。また、本法律案を成立させていただきましたら、その後に自由化されたそういう証券市場におきまして、その中

で最大限に実力を發揮していくという、そういう動きではないかといふに考えておるところ

でございます。他方で、野村と興銀の業務提携とかいろいろな動きがあるわけでございまして、恐らくこうした流れといいますか動きといふものは

今後も考えられ得るのではないかというふうに思っています。

それから二点目は、中小証券の問題でござります。

今回の金融システム改革というものは、あくまでもその当事者の利便性の向上、これを図りますとともに、証券市場全体の活性化というものを目

と限界が出たりして中小証券会社の受けれる影響と

いうのは非常に大きいといふことになります。もう一度繰り返して申しますが、やっぱり日興証券とトラベラーズ・グループ、そういうものの

提携というのがこのたび出でているわけですから

とてもかつて改革を行ったわけですから、そして

今日に至

る

の

で

い

る

の

で

い

る

の

で

い

る

の

で

い

る

の

で

い

る

の

で

い

る

の

で

い

る

の

で

い

る

の

で

い

る

の

で

い

る

の

で

い

る

の

で

い

る

の

で

い

る

の

で

い

る

の

で

い

る

の

で

い

る

の

で

い

る

の

で

い

る

の

で

い

る

の

で

い

る

の

で

い

る

の

で

い

る

の

で

い

る

の

で

い

る

の

で

い

る

の

で

い

る

の

で

い

る

の

で

い

る

の

で

い

る

の

で

い

る

の

で

い

る

の

で

い

る

の

で

い

る

の

で

い

る

の

で

い

る

の

で

い

る

の

で

い

る

の

で

い

る

の

で

い

る

の

で

い

る

の

で

い

る

の

で

い

る

の

で

い

る

の

で

い

る

の

で

い

る

の

で

い

る

の

で

い

る

の

で

い

る

の

で

い

る

の

で

い

る

の

で

い

る

の

で

い

る

の

で

い

る

の

で

い

る

の

で

い

る

の

で

い

る

の

で

い

る

の

で

い

る

の

で

い

る

の

で

い

る

の

で

い

る

の

で

い

る

の

で

い

る

の

で

い

る

の

で

い

る

の

で

い

る

の

で

い

る

の

で

い

う反省から私ども出発をしているわけでございます。

今回、まさに事後チェック型の行政手法に転換するということは、とりもなおさず、民間金融機関が顧客ニーズに合った商品なりなんなりを自由に開発することができるようになります、またそういうことを通じて国際的にも競争力を高めていくこということであろうかというふうに考えているところでございます。

○政府委員(山口公生君) 大変難しい御質問でございます。

ロンドンで起きた現象が非常に衝撃的ではございましたが、ある金融機関に私は直接聞いてみました。そうすると、彼らの意識は、ロンドンにある金融技術を持っているのはイギリスのマークシントバンクだと、しかしリスクをこれからどうしていく世の中は資本の厚みがなければやつていけない、だから自分たちは資本を必要とするが、彼らは、彼らのはどうも大陸の方らしいんですけれども、大陸の方と明示的には言いませんが、お金だけあつて何も使えないような銀行は我々と手を組むしかないという、や負け惜しみ的な言い方かもしれません、そういうことを言つておりました。

しかし、ある意味では事実だと思います。といふことは、資本の論理だけで占領されてしまうとか、あるいは買収されてしまうとかいう受け身だけのロジックではもうこの世界は乗り切れないだろうと思います。そこには、今、先生御指摘になつた技術水準あるいは資本力、それからもつと大切なことは経営戦略だと思つんです。

今回のこのビッグバン法をお願いしておりますのは、経営戦略を立てるのに選択肢をきつと与えるということが主な、もちろんいろいろなほかの法制もお願いしてございますが、いろいろなことがやれるようになります。やれるということは全部やるということには結びつきません。自分の得意なところに結びつく、自分の得意な分野を伸ばす、不得意な分野はどこかと組むということにつ

ながら、そういう構組みは備えていたけるものというふうに考へるわけでございます。

では、ウインブルドン型的なものが日本で起きるのか起きないのかといったときに、私はちょっとと違うんじゃないかと思いますのは、今起きておりますいわゆる提携問題等はある意味では先生おっしゃつた金融技術とかそういう最先端の技術あるいは世界的なネットワーク、これを日本の金融機関、マネーセンターバンクあるいは主要な証券会社は必要としていると思います。一方で、外資にとってみると、一二百兆をバックにした円での商売をやつてある美術があるわけです。そのクライアント、つまり顧客のネットワークは日本で有名だといつたて、日本の会社に来てなかなかすぐには取引はできない。そうなると、これだけの経済的なバックを持った日本の顧客のネットワークを持つてある日本の金融機関の力というものが一致しているんだと思うわけであります。

したがって、場合によつては資本の参加、技術の提携、いろいろケース・バイ・ケースだと思いまが、黒船来襲的なイメージではなくて、これから我が國がより発展するために少し前向きな形で取り組んでいく必要があるだろうと。確かに、我が国の金融機関が最大限の努力をし、我が国に貢献してくれるということを前提にしてのお話でございます。

○金田勝年君 そういう手当て、制度の仕組み、そしてまた考え方について明るい材料のお話をあつたわけです。

実際、ニューヨークやロンドンにおいて改革を行ひますと、金融業に対して与えた影響というのをいろんなデータで見たりすると、改革の結果市場の規模が拡大して、金融業のGDP比とか証券人口で見た雇用も最終的には拡大するというふうな傾向は言われてはいるわけですね。ただ、業界の再編が行われて社会全体に大きな

影響があるというのも見逃すことのできない事実だらうと思うんですね。ですから、先ほどの繰り返しになるんですが、国籍を越えた世界的な金融・証券の再編ですから、その潮流というのは非

常に大変なスピードで今我が国に押し寄せてきてゐる。一方で、一二百兆円の個人金融資産と言われる日本市場の争奪戦ですから、これがますます激化していくわけであります。その中では優勝劣敗の考え方、弱肉強食の考え方、市場ルールと自己責任原則の考え方、それからアングロサクソン的考え方、そういうものがやっぱり日本経済の中に非常に急速に入つてくる。

その場合に、社会全体にどういう影響があるのだろうかと。プラスの面もあるんですねけれども、やはりマイナスの面も、それが短期的な摩擦であつたりあるいは社会不安であつたりというふうなことも起こり得るものだと私は思います。そういう点については、バラ色の話だけではなくて、短期的なそういう摩擦あるいは社会不安といったようなものが、コストだというふうにおつしやるかもしれません、どの程度そういうふうなことが起こるのか、そしてそれに対するはどうするのか。決して目をそらしてはいけないことがあります、そこを十分に踏まえてやつていただきたい、こういうふうに思うわけですけれども、その辺についての大臣のお考えをお聞きしたいと思ひます。

○国務大臣(松永光君) まず、一般論から言え

ば、委員に比べれば私はある意味では一世代古い人間であるかもしれません。けれども、私どもの世代の者から見れば、これは製造業の分野でも金融業の分野でもあるいは流通業の分野でも、できるならば日本の企業は株主のはとんどが日本人だから、そして経営者もほとんど全部が日本人だと、いわゆるナショナルフラッグを掲げた企業にやつてもらいたいという気持ち、これは私どもの世代から上の人々はほとんどがそういう気持ちだらうと思うんです。しかし、もう世界は言うまでもなくあらゆる経済の分野では国境のない時代、自

由に経済活動ができる、そして自由にお金と物と人との交流するという時代になつておるんですね、もう数年前から、あるいは十年ぐらい前から。

そういう中で考へてみますというと、むしろ製造業の分野の方が早くそういう大きなあらしの中に入られた、そして大変な努力、技術革新の末に今や日本の製造業はあらゆるところに進出しておるわけであります。むしろ、外国の製造業が日本に入つてくる数よりもはるかに日本の製造業が外に行つておるという例が数は多いでしょう。

例えば、アメリカとの関係を見れば、アメリカの自動車製造業で日本の国内で製造しているのはまだないんじゃないでしょうか。ところが、日本では年間三百万台、四百万台製造する自動車会社がアメリカに行つております。それはアメリカとの合併じゃなくてほとんどが日本独自の会社として向こうに行つておる。一部では反対を食つたところもありますけれども、むしろ多くは雇用創出効果という面からいって非常な歓迎を受けておるということになります。

また、イギリスなども、この間G-7で行つたときに向こうの人から聞いたところであります。

製造業の分野ではイギリスは決して繁盛していない。それは金融業の分野で活性化して、それで雇用を吸収しているという話でございましたし、それから、日本からイギリスに工場進出して、そこで事業を展開することは非常に歓迎されるということになります。

さて、だからもう我々の世代が持つてゐるような感傷といいましょうか、そういうものが通用する

時代じゃなくなつて、それをやつていけば日本がおくれていて、そういうことなのであります。だからもう我々の世代が持つてゐるような感傷といいましょうか、そういうものが通用する分野では技術の面あるいは資本の面で実は日本がおくれていて、そういうことなのであります。だからもう我々の世代が持つてゐるような感傷といいましょうか、そういうものが通用する時代じゃなくなつて、それをやつていけば日本がおくれていて、そういうことなのであります。そういう考え方でございました。

さようなわけで、ある分野では日本の方が圧倒的に強くて外国にどんどん進出している、金融業の分野では技術の面あるいは資本の面で実は日本がおくれていて、そういうことなのであります。だからもう我々の世代が持つてゐるような感傷といいましょうか、そういうものが通用する時代じゃなくなつて、それをやつていけば日本がおくれていて、そういうことなのであります。そういう考え方でございました。

さて、だからもう我々の世代が持つてゐるような感傷といいましょうか、そういうものが通用する時代じゃなくなつて、それをやつていけば日本がおくれていて、そういうことなのであります。そういう考え方でございました。

そういう見方で見ますといふと、要は何が民の利益か。先ほど局長の答弁の中に入りましたけれども、千二百兆という個人の資産、それを持つてるのは日本国民、しかも全国的に散らばっている。お金を持つていて多くの人は、でかいかも知れぬけれども技術はすぐれているかもしれないけれども、やはり信頼できるのは日本の会社だと

いうふうな気持ちをほんどの人が持っていると思うんです。そういう点に着目をして、そういうお金を持つていて人の信頼を得して、そして事業を開いていけば、外国の会社の方がでかいかもしれませんけれども、しかし日本の会社の方がより信頼される、そういう金融会社として発展していく道は十分にある、こういうふうに局長の答弁にあつたわけあります。私もそう思います。

その意味で、日本の金融会社は資本が小さいならば、それの自己判断で大きくする。それは合併もありますし、いろんなやり方もあります。

それから創意工夫を凝らして、そして外

国の金融会社に対抗できるような資本を持ち、あ

るいはまた技術、新しい製品の開発、こういったものをやって、そして将来に向けてさらに発展していくという努力をしてもらう必要があるというふうに私は思います。

そういう形で外資系もあるいは日本の企業もそ

れぞれ競争していくことが大きい意味でい

えば日本国民の利益になるし、また取引が活性化

してくれば日本の国内に税金もちゃんと落ちてくる、こういったことで全体として日本経済の発展に貢献するし、日本国民の利益になる、そういう考え方で対応しなきゃならぬ課題だと、こう私は思っております。

○金田勝年君 時間の関係もありますので、それでは個別の話に入らせていただきたいと思います。

金融システム改革の今までの話で、国民に多様な資産運用手段を提供するんだ、高齢化社会をにらんで個人の金融資産をより有利に運用する手段を拡充するんだ、そしてそれが国民の利益につな

がるという話を出てまいりました。

今この個人の金融資産について見ますと、これだけの低金利であるにもかかわらず、千二百兆円あるうち六割程度が預貯金ということになっている

んですね。株式、投信、債券といったような直接

金融の分野は合計しても一〇%強にしかならない

い。全体の約九割近くが間接金融で占められています

という状況になつていて、

株式や投信といったもののウエートがかなりある

わけですけれども、そういう視点から我が国にお

いてこの法案はどういう改革を行つておるのか、

簡単にお答えください。

○政府委員(山本晃君) 我が国の個人金融資産の運用を見ましても、あるいは企業の資金調達面におきます直接金融市場での調達と銀行借り入れの比率を見ましても、御指摘のとおり、アメリカと

比べまして間接金融の比重が大きいというものが特徴になつてゐるわけございます。他方で、個人

金融資産の有利な運用の道を開くとともに、我が

くれた直接金融市場の役割への期待は大きくなつ

てゐるわけでございます。

したがつて、今後証券市場を国民にとって身近

かつ魅力的な市場とすることが重要である

というふうに考えておりまして、現在御審議いた

だしているこの金融システム改革関連法案におい

てはこのための包括的な措置を盛り込んだところ

でございまして、これによりまして直接金融のバ

イブは太くなるというふうに期待をしているところ

でございます。

○金田勝年君 そういうことで、投資信託につい

て今回は社の一つとしてとらえて、具体的には私

の投資信託、会社型投信といったような新しい商品の導入、あるいは銀行等の窓口販売の解禁といった

ような措置を盛り込んでおられる、こうしたこと

で受けとめておるわけでござりますけれども、個

人の資産運用の形態としては投資信託は今後その

役割というのが非常に重要なつくると思うわ

けです。私募投信を例にとりまして今お聞きしたわ

のも行政が商品のお墨つきをとてその販売高を

でなければなりません。同時にサービスの面での自由化に

ですけれども、同時にサービスの面での自由化に

ついで、魅力あるサービスを仲介活動を通じてど

が一つ一つ商品を認可していくという時代ではな

いということを踏まえて今回措置をされておる。

そしてまた、資産を運用しようという国民が適切な商品を選ぶという場合に、やっぱりディスク

ロージャーといいますか、そういうもののがしつかり行われなければならないということもあると

思うんですが、こういう一つの面から今回はどういう措置をとつておるのか、お聞かせください。

○政府委員(山本晃君) 御指摘のとおり、国民の

資産運用手段として中核的な役割を期待されてい

る投資信託につきましては、現在は事前予防的に行政が個別承認という形になつておりますが、そ

ういう仕組みではなくて、投資家ニーズに合った

創意工夫を發揮した商品設計、これを内包する枠組みにすることが重要であるということで、現在

の投信の信託約款の承認制というものを届け出制に移行する、こういった措置を講じているところ

でございます。

また、当然のことながら、商品の多様化を図つてまいりますと、他方におきましてディスクリーダ

ヤー等の投資家保護のための措置、これも重要な

ことになりますし、また証券投資信託の信託

約款の重大な内容の変更あるいは解約に関する書

面の投資家への交付の義務づけであるとか、ある

いは運用報告書の交付の義務づけ、さらにはま

た、実は届け出制に移行いたしますけれども、こ

の商品内容が投資家の利益が著しく害されてい

る、あるいは害されることが明白な場合には、内閣総理大臣の申し立てによりまして、裁判所によ

らしてさまざまなサービスを開発し提供してい

く、そういう環境整備と申しましようが、そ

いつたものをこの法案において整備させていただ

けるの低金利であるにもかかわらず、千二百兆円あるうち六割程度が預貯金ということになつてゐるんですね。株式、投信、債券といったような直接

競争というものはや時代ではありませんので、役所が一つ一つ商品を認可していくという時代ではないんですね。株式、投信、債券といつたような直接

競争になつておるのか、お聞かせください。簡単にお答えください。

○政府委員(山本晃君) 我が国の個人金融資産の運用を見ましても、あるいは企業の資金調達面におきます直接金融市場での調達と銀行借り入れの比率を見ましても、御指摘のとおり、アメリカと比べまして間接金融の比重が大きいというのもあると

思うんですが、こういう一つの面から今回はどういう措置をとつておるのか、お聞かせください。

○政府委員(山本晃君) 御指摘のとおり、国民党の時代というのではそうではなかった時代といふのは、そういう商品を選ぶという場合に、やっぱりディスク

ロージャーといいますか、そういう手数料收取め細かくこたえていくサービスといいますか、そういうふうなことをさまであるわけでありまして、そういう考え方、誤解を与えるような売買を顧客に対して過度に勧める回転売買、そういうものをやはり行っておつたようなこともありますけれども、この点

ともあるわけでありまして、そういう指摘もあるわけです。

ですから、これから時代というのはそうではなくて、顧客のニーズにきめ細かくこたえていくサービスといいますか、そういう手数料收取め細かくこたえていくサービスといいますか、そういう見地からさらにさまざまな独創的なサービスといつて見地からさらに開発して提供していく、そういうことが非常に重要な期待されると思うわけですから、この点についてはどのようなお考えですか。

○政府委員(山本晃君) まさに委員御指摘のところを数料収入に依存しておつたわけですから、投資信託を例にとりまして今お聞きしたわけ

か、投資信託を例にとりまして今お聞きしたわけ

ですけれども、同時にサービスの面での自由化について、魅力あるサービスを仲介活動を通じてどう

が一つ一つ商品を認可していくという時代ではな

いということを踏まえて今回措置をされておる。

いているところでござります。  
○金田勝年君 アメリカでも七五年の改革、メーデーと言われる改革によって手数料が完全に自由化された、そしてそれから業務の多角化が積極的に行われるようになつたといふつて聞いております。証券会社は顧客資産の預かり残高に応じて手数料を取ると。ですから、何回売買を行つても先ほど申し上げたような回転売買といったような問題は起こらないといふ、ラップ口座というんですか、そういうやり方もとられているというふうに聞いているわけです。

○金田勝年君 そういうことで、サービスといふ見地からいろいろなと魅力あるサービスを提供するんだという考え方で今回の制度改革を考えておられるわけですから、顧客のニーズを酌み取つ

○政府委員(山本晃君) そのとおりでござります。

方で、証券会社の專業義務も見直されるわけですから、その結果、アメリカにおけるようなラップ口座といったようなサービス、そういうものも利用者というか、投資家に利用可能になるんだ、こういうことなわけですね。一言で結構です。

に自由化されるということでござります。また一方で、

て魅力あるサービスを提供するということ、そしてまた同時に証券業界には新しい血を入れるという観点で証券会社の免許制を見直して登録制にするなどと。登録の要件も、参入を阻害するようなものにならないよう競争を促進していく必要があるんだという考え方方が十分生かされるよう努められるだろうと思うんですけれども、こういう規制緩和をやつた場合には社会的な不適格者が逆に参入してくるといったようなおそれというものはないものかどうか、その点はいかがですか。

○政府委員(山本晃君) 今回、証券会社につきましては免許制から原則登録制に移行するわけですが、さいますが、その際に証券会社の登録拒否事由と

年を経過しない者が取締役である会社、これを登録拒否事由として定めておりまして、過去に不法行為をした者は幅広く除外をしているところでございます。さらに、証券業を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない会社、これには登録を拒否するというふうになつておりまして、いわゆる暴力団や総会屋など証券業を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない者に対する登録申請に対しましては金融監督庁長官におかれでは適切に対処できるものというふうに考えておられるところでございます。

○金田勝年君 次に、多様なニーズがあるわけですから、そのニーズにこたえるべく市場シス템を望ましい姿に変えるという改革も改正内規としてあるわけです。例えば、東京証券取引所でことしの二月だったと思うんですが、伝統的な場立ちというものがなくなつちゃったというふうに聞いているんですけれども、私なんかは昔の東京証券取引所を見に行つたりしていたことがあるのですが、一方で非常に寂しいなという感じもするんですね。やっぱり取引所というのはああいう場立ちがいてにぎわって、そしてそこで取引が行われているというその感じというものを私は持つてているわけですけれども、そういう時代に応じて市場の形態というのも変わってくるんだ、それで全体として多様でかつ効率的な市場のシステムを整備していくんだ、恐らくそういう考え方でやられたんだろうと思うんです。

今回の法案の中には取引所集中義務の撤廃、そしてそれに伴う公正取引ルールの整備、店頭登録市場の機能強化、それから私設取引システムの導入といった市場の整備がいろんな角度で行われているんですけれども、これが全体としてまず何を目指しているのか、それから全体としてうまく機能するんだろうか、それからどのようなメリットがあるのか、その辺を簡単にお教えください。

○政府委員(山本晃君) 今御指摘のような改革といふものはまさに最近の、今はまさに取引所にト

場株券でありますと集中義務がかかるつてはいるといふことによりまして例えば大口の売買であるとかあるいはバスケット売買の執行あるいはコスト、こういった観点からそこがどうもうまく効率的に機能していらないという状況があるわけございます。こういった一連の改革によりまして投資家といふものは投資家それぞのニーズに応じまして取引の場を選択することができる、こういうメリットがあらうかと思ひます。また、企業にとりましても資金の調達チャネルというものが多様化されるといったメリットがあるわけでございます。いずれにいたしましても、恐らく利用者のニーズに即しましてそれぞれの市場といふものが使い分けられていくのではないか、そのことによつて全体として効率的で活力ある市場が形成されるものというふうに期待をしているところでございます。

○金田勝年君 全体としてうまく機能するようには、今回の改正を踏まえてよく見ていくべきだなと思うわけであります。

次に、フェアに関することなんですねけれども、やっぱり安心して利用できる市場といふのを実現していくかなければいけないと思つたのですね。証券市場が大きく変わつていく中で、規制緩和の中で安心して利用でける、そのためには例えば規制緩和で自己責任原則が高まるとはいつても一方で投資家保護をきつちりやるとか、それから利用者が安心して取引を行ふことができるんだといふ、そういう枠組みといいますか、そういうものをきつちり制度上担保してやり、また実効上もそれを確保してあげるというのが重要なことだと思ふんですけれども、その点についていかがになりますか。

○政府委員(山本晃君) まさに今回の金融システム改革の中身と申しますのは、まず利用者に、つまり利用者たる国民に資産運用調達面で多様な選択肢を可能にするということが第一点でござい

ましたとおり、利用者が安心して取引を行えるようになります。このことはいわば広い意味での投資家保護ということにならうかと思います。

今回の法案におきましては、いわゆる顧客適合性の原則や利益相反防止規定等の整備がありますとか、あるいは銀行等の金融機関による顧客への説明義務の導入であるとか、また金融機関、証券会社のディスクロージャーの拡充、それから、委員もちょっとお触れになられましたけれども、インサイダー取引、相場操縦等に係る公正取引ルールの整備や没収・追徴規定の創設等の罰則の強化、そして証券会社につきましては分別管理義務の強化、投資者保護基金、あるいは保険につきましては保険契約者保護機構の創設など、我が国市場に投資家が安心して取引に参加できるための諸般の措置を講じているところでございます。

○金田勝年君 その措置をうまく機能させるよう頑張っていただきたいんですが、そうはいってもトラブルというものは、やはり自己責任が要求されるわけですから、これまで以上にふえていくのもやつぱり避けられない傾向ではないかと。規制が緩和されると、行政が事前に商品のチェックをするということもなくなるでしょうし、また業者の提供するサービスについて行政がチェックをするということもなくなるわけですから、そういう意味ではトラブルも当然にふえていくと。

そういう傾向の中で、例えば、よく言われるごとなんですが、イギリスで金融サービス法が金融ビッグバンと一緒に制定された、我が国ではそれがないじやないかといふうな御意見もいろんなところで聞くわけです。これでは利用者の保護が図れないのではないかというふうな指摘もあるわけですねけれども、こういうことに對しては我が国でこういう法律がなくとも大丈夫なのかという点についてお聞かせください。

— 1 —

めのできるだけの配慮をさせていただきております  
ですが、現に当委員会でも、金融サービス法のよ  
うなものを真剣に考えるべきだという御指摘があり  
まして、私の方も努力をいたしますという御答弁  
も申し上げているところでございます。

従来の法律のように、イギリスにおいては監禁として罰せられることが十分に整備されていなかつたということも背景にあるに違いありません。アメリカでは業法がかなり整備されておりま

○國務大臣(松永光君) これも古い世代の私の物の見方は委員と少し違う点があるかもしません。

そういうこともありますて、実は政治家の株の取扱いについて悪だということを前提にした措置がなされようとした場合に、それはおかしいんじやないかという議論が出てきたのはそこらにあるんじやない

いうことで手当てをしておられる。早期は正措置  
自体は早日早目に経営の改善を促すものですし、  
行政の透明性の向上にも資するだろうというふう  
に思うんです。

なかろうかと。ただし、私は株の売買はいたしていません。非常に親しい人から勧められて家庭内が買ったのはあるようでありますけれども、たんすの下の方にしまい込んだままでその株券が見つかりました。

そこで、早期は正制度との絡みで保険会社の健全性をはかる指標でソルベントマージン比率というものがあるわけでございますね。そのことについてちょっと簡単にお聞きしたいと思うわけで

いくという業法の考え方、それとまた別の考え方で証券取引法のように市場というもの、これが公正に動かなければならないという市場法的な考え方。それからもう一つは取引、すべて金融も取引ですから取引そのものをいろいろ規制していくと、いう、大体大きく分けると三つぐらいの考え方があり得ると思うんです。

ります銀行法だと、銀行というものの免許制のもので、できつちや lassen ことで利用者の保護も図られます。そういう考え方をベースにしてあります。ところが、貨金業法とかいうものを見ますと、取引そのものをこうしちゃいけないああしちゃいけないと、いうふうに書いてあります。中間的なものとして証券取引法みたいな市場を公正にやる、そういう法律の体系も攻め口いろいろあるわけであります。それから、プロとアマを分けるべきか分けるべきでないかという議論もあります。そういうことで非常に難しい、また奥の深い議論であります。ですが、いろいろ努力をさせていただきたいというふうに思つております。

○金田勝年君 いろいろと質問申し上げたいことはあるんですねけれども、ここで証券関係でちょっとお聞きしたいんです。  
と大蔵大臣にお聞きしたいんです。  
証券市場に対する期待が国民の資産運用の面あるいは企業の資金調達の面でも大きくなつていいく  
るいは企業の資金調達の面でも大きくなつていいく

しかし、やはり時代は変わってきたわけでありまして、株式に投資する、すなわち比較的安全な将来性のある株を買う、そしてそれを持つておるというと預金などと比べればはるかにそっちの方が有利だという場合が多いだろうと思うのであります。

次は、保険の関係を質問させていただきたいと思います。  
今非常に低金利の状態が続いているわけでございまして、保険会社は予定期率というものと運用利回りとの関係で逆さや現象が出て大変だという

問題でござります。

めのできるだけの配慮をさせていただいておりましたが、現に当委員会でも、金融サービス法のようないわゆる真剣に考えるべきだという御指摘がありまして、私の方も努力をいたしますという御答弁も申し上げているところでございます。

御指摘のように、イギリスにおきましては業法が十分に整備されていなかつたといふことも背景にあります。アメリカでは業法がかなり整備されておりま

すが、それどころか、証券市場が国民から遊離してしまって、株式を保有することが倫理的に望ましくないといったような風潮が出てきたりすると非常に残念だというふうに考えるんですけれども、その辺については大蔵大臣はどうにお考えですか。

○国務大臣(松永光君) これも古い世代の私の物の見方は委員と少し違う点があるかもしれません。

ますけれども、そういうことを考えますと、株式販売に闘争するのは好ましいことではないといふ風潮、これは私はなくしていかねばならぬと思いますし、徐々になくなつていくだろうと、こういうふうに思います。

当面日本銀行の方は金融緩和を維持していくようですが、な方針のようでございます。資産運用の環境が非常に厳しい、そういう中で今回の法案の中を見ますと、保険会社にも早期に正措置を導入しようとしている

日本という国は、従来から投機と投資との区別が余りつかないで、そして投機的なものはもう純対やつちゃいかなとそれぞれの家の家訓になつてゐるような家もたくさんあるんですね、昔は。すりまして、基本的には業法ベースで利用者保護の措置を担保しております。物の考え方の整理として、業法という業者、つまり銀行とか証券とか保険、そういうものを見ながら利用者を保護して

なかろうかと。ただし、私は株の売買はいたしていません。非常に親しい人から勧められて家庭内が買ったのはあるようでありますけれども、たんすの下の方にしまい込んだままでその株券が見つかりました。

そこで、早期は正制度との絡みで保険会社の健全性をはかる指標でソルベントマージン比率というものがあるわけでございますね。そのことについてちょっと簡単にお聞きしたいと思うわけで

からないで、今度閑僚になつたので届け出をする  
必要上、どうしても見つからないから裁判所に申  
請して株券の失権手続をして、そして新たな株券を  
を取得して、それを届け出たということをやつたのを  
わけであります。

あります。そもそも保険会社というのは責任準備金で通常の保険金の支払いができるわけですが、それとも、それを超えてまたさらにリスクがある、それに対応するものとしてソルベンシーマージン比率というものが一つの健全性指標になつておるわけですけれども、これは幾らあれば保険会社が健全である

なしておいても大したお金と余り変わらぬなどと、いう状態を考えますと、いふん有利な運用の場が提供されるということは国民の利益でありますから、先ほど話が出ておりましたように、運用の場を提供する側にきちっとした説明責任を課して、そして利用者が万が一の損がないようになりますから、だまされないようにそういう仕組みをついた上で、株式と有価証券に対する投資が拡大していくということは国民にとっていいことである、というふうに思います。

○金田勝年君 これだけの改革をやるわけですか  
ら、株式市場あるいは証券市場に対する大臣の考え方もちょっとお聞きしたいと思って質問したわけですが、時間の関係上、続いてまいります。

○政府委員(福田誠君)　御指摘のように、早期は正措置はソルベンシー・マージン比率という客観的な指標をもとに実施されるわけでございますが、お尋ねのソルベンシー・マージン比率が何%以上あれば必要かつ十分かということはなかなか難しいこととして受けとめていいものなのか、そのソルベンシー・マージン比率についても、ディスクロー・ズすることにいざれるなと思いますし、また今後関係省令をつくる際にはそういう議論が行われていくとは思いますが、一般に市場では二年ほど前から二〇〇%あれば十分な水準だというふうに受けとめられているよう聞くわけですが、どうも、行政当局としてはその数値をどのように考えておられるか、簡単に教えてください。

次は、保険の関係を質問させていただきたいと思います。  
今非常に低金利の状態が続いているわけでございまして、保険会社は予定期率というものと運用利回りとの関係で逆さや現象が出て大変だという

問題でござります。

るわけでございまして、私ども行政当局としても  
そのような線がおおむね妥当なものと考えております。

また、ソルベンシーマージン比率は、今御指摘のように、通常のリスクを超える支払い余力といふことですので、その比率が高い場合は総合的にリスク対応能力が高いということになりますけれども、社員とか株主への利益の還元という関係で見ますと、必ずしも高ければ高いほどよいといふものでもございません。

そういうことで、そのようないろいろな要素を考えながら、早期は正措置の細目についても策定してまいりたいと存じております。

改正の中では保険契約者保護機構が創設されるわけ  
であります。そして、保険会社の負担ということと  
で考えますと、先ほど話したように、今非常に巨  
額の逆さやが発生しているような状況、そしてまた  
かつてありました破綻した生命保険会社の処  
理、いろいろあるわけですけれども、そういう中  
でこの保険契約者保護機構という安全ネットを創  
設して、これに対しても負担金を毎年積み立てて  
いく、こういうふうなスキームができるわけです  
けれども、この際にぎりぎりの負担を各社に求め  
るということになるのだろうと思います。

ただ、今置かれた状況、そういうものもやはり考えながら、生保、損保の業界の経営の実情あるいは負担能力、そういうものを考慮して秋に向けての政令というものが検討されると思うんですねが、その辺についての考え方を教えていただきたいと思います。

十年間で約四千億円程度、損害保険の場合には五百億円程度を考えておりまして、これをもつて事前積立限度額ということにしてはいかがかと考えているわけでございます。そういたしますと、毎年年の年間負担額いたしましては、それぞれ生命保険の場合は四千億円の十分の一の四百億円程度、損害保険の場合は五百億円の十分の一の五十億円程度が一つの目安ではないかと考えておいでございます。

また、保険会社の負担が青天井にならないよう

にという意味で積み立てた額で賄い切れない破綻が生じた場合にはとりあえず機構は借り入れを行つて対応するわけでございますが、今御指摘のように、その借り入れにつきましては政令によつて限度額を設けるつもりでございます。その政令の限度額についても、今申し上げたような保険会社の健全性の確保ということにも配慮しながらその政令限度額を定めてまいりたいと思つておいでございます。

○金田勝年君 二つの限度額という話がありましたが、そういうものを考慮していく際には今の置かれた状況というものをよく踏まえて十分な検討をされるようにしていただきたいというふうに思つております。

それから、損害保険の方なんですけれども、今度、例えば国民の日常生活に密着した自動車保険とか火災保険、傷害保険といったようなものについてはこれまで損害保険料率算出団体、算定会議が算出する料率を通して同一の安定的な保険料で引き受けが行われていたわけですから、ことしの七月一日以降、これは一番早い施行期日ですけれども、各社ばらばらの料率体系で多様な自動車保険あるいは火災保険というものを売り出していくことが可能になるわけです。

これも自由化ですが、一方では保険料の高騰によつて引き受けできなかつたり、あるいは保険を購入できない層が出てしまう。若い人たちで事故の多いところに属するような人とか、そういうような人が出てきたりして消費者、保険加入者に混

乱を来すようないわゆる損害保険の安定供給に懸念が生ずるような事態というものが出てきやしないかということを非常に心配するわけですけれども、そういうデメリットも想定されるんですけれども、大蔵省としてはこの損害保険料率の自由化にどのような方針で臨むつもりですか。簡単にお願いします。

○政府委員(福田誠君) 今般の料率自由化でござりますが、これによりまして各社では多様な保険料率の設定が行われて保険契約者に魅力のある商品の開発ができるということでございますが、他方で御懸念のことともございます。

私どもいたしましては、今回の法改正で会員の料率使用義務が廃止された後におきましても、まず法令上料率の審査基準がござりますので、契約者の保護あるいは保険会社の健全性確保の観点から料率三原則というのがござりますが、合理的かつ妥当で不适当に差別的でないというような、そういう法令上の審査基準を厳密にチェックをして監督を継続してまいりたいというのが第一点でございます。

それから、特にリスク細分型の自動車保険につきましては、これは被害者救済という側面を持つ商品でございますので昨年出させていただきましたガイドラインを、自動車保険の安定供給に支障の発生が懸念される間はこのガイドラインを維持してまいりたいというふうに思っております。

いずれにしましても、自由化措置の結果、料率の高騰等によりまして国民生活に不可欠な保険の安定的供給が損なわれないように適切に対応してまいりますつもりでございます。

○金田勝年君 時間も限られてまいりました。

S P C 法案について私の考え方をちょっと述べさせていただいて、簡単に一言お願いします。

四月二十三日、土地・債権流動化トータルプランを我が自由民主党が取りまとめて日本経済を再生させるための総合戦略を打ち立てた、そして四月二十四日に総合経済対策を取りまとめて土地・債権の流動化と土地の有効利用についての総合的

な対策を打ち立てたわけですねけれども、その際にＳＰＣも含めて行つておるわけですけれども、この法案が実際に活用され、定着していくといふことがこういう見地からも非常に重要な、このように考えております。

そして、もともとのこの法案については資産の流動化という観点からさまざま角度からの強いニーズがあつたものでござりますし、金融機関あるいは一般企業にとって、国民全般にとってそれぞれのニーズというものがあつたわけであります。ですから、そういうものを考えて十分に今議論しておりますＳＰＣ法案につきまして、株式型の有価証券を通じた資産の流動化を可能にすることができる方式、ディスクロージャーの徹底、それから投資家保護といったような措置を十分にすることによつてこれがうまく機能するようにしていただきたいと思うのですが、簡単に一言お願ひいたします。

○政府委員(山口公生君)　先生がおっしゃいましたように、このＳＰＣ法というのは今までの商法の概念と全く違う概念で特別な法律であります。それで、この委員会でもこれだけ御議論をいただいておりますので、ぜひこれを意義のあるものとして育てていきたいというふうに考えておりまます。

○金田勝年君　最後に一言、大蔵大臣にお聞きしたいと思います。

今の金融システム改革の四法案でござりますが、実際の内容は大変な内容であります。今の我が国に置かれた状況、金融と経済の現状といふものはおよそほかの国も経験したことのない状況に直面していると私は思うのであります。

その理由は何であるかといいますと、四点ぐらいい挙げますと、まず金融監督庁が六月二十二日にでき上がります。これは大変な行政、日本の方針の転換だと思います。それから、中央銀行につきましては、日銀が去年日銀法の改正を行いまして、そして独立性の確保ということでいろんなものからの独立でございますが、そういう中央銀行

ルの不良債権の処理がまだ課題として非常に大きくなつておる、こういう状況。これは今までに金融再生トータルプランの中でも議論を重ねておるところなのですが、その中にS.P.C法案が貢献する部分もあるわけですから、そういう不良債権の処理が今まで非常に大きい問題として残つてゐる状況。それともう一つはビッグバンがこういう形で行われるという状況。

この四つが重なつてゐるという我が国の置かれた状況というのはおよそアメリカでもイギリスでも経験したことのない状況だと思います。こういう時期をしつかりと乗り切っていくその決意、そしてその考え方を簡単にお聞かせいただきたいと思うわけであります。

○國務大臣(松永光君) 今、委員仰せのような大変な問題を抱えた状況の中で金融ビッグバンを進めていかにやならぬ、こういうことになつておるわけであります。しかしアメリカ、イギリス等歐米の金融改革のときも決して経済が順調な状況ではなかつたと私は見ております。例えば、英國は大変な不況下にあえいでおった、アメリカは貯蓄貸付組合等々の破綻問題で相当な苦労をしておるという時期に改革をやり遂げて今日の発展を辿えておると、ということを考えますと、戦しさはありますけれども、この金融改革をやり遂げて、そして国民に対しては持つておる資金のより有利な活用の場が提供される、そしてまた金融市場が活性化すること等を通じて資金を必要とする側は必要な資金を銀行以外からも入手できる、あるいは銀行以外の方がむしろ重点になるぐらいで入手できること、こういったことを通じて日本の経済の活性化が図られていく、そういったことだらうと思うのであります。それが実現に向けて最大限の努力をしていきたいと、こう考えておるところでござります。

○金田勝年君 終わります。

○今泉昭君 民主党・新緑風会の今泉でございま

私が与えられた時間は一時間三十分になります。が、午前中三十分と午後からと、いうふうに分かれておりますので、午前中は少し大きな課題についてのみ大蔵大臣にいろいろとお伺いをしてみたいというふうに思います。

今回のこのビッグバンにつきまして、政府におきましてはいろいろな形でその必要性、考え方を述べてきておられるわけでございますが、私どもの、あるいは国民の耳に入ってくる言葉というのは、一つは、我が国の金融システムを基本的に構造改革をして世界に引きをとらないような金融の活性化を行っていただきたい。よく言われるなんですが、ニューヨークやロンドン市場と同じような市場を日本につくっていかなきやならない。そのためにも金融の抜本的な改革が必要だということが言われる。あわせて、特に生活も豊かになつたことでありますし、そういう意味では国民があるいは消費者が自分の意思でもつていろんな選択肢がとれるような金融市場というものをつくり上げていかなければならぬ。そのことが国民の生活を向上しあるいは我が国の産業を活性化していくために大変役立つんだということを訴えられてきました

と思います。

そして、キャッチフレーズとして、フエア、フリー、グローバルということを盛んに言われてきましたわけでございます。フリー、フェア、グローバルといふのは一つのキャッチフレーズでありまして、目的でも何でもないだらうと思うんですが、私はそういうことを聞いている中で、我が国の金融政策にとりまして一番欠けるものは何なのだろうかといふふうに考えてみますと、国家としての金融戦略といふんですか、こういうものの柱が実は見当たらないということなのです。

アメリカにしろEUにしろ、いろんな意味での国家戦略というのは実にすぐれている国民でございまして、そういう意味ではその国家戦略を軸にいたしましていろんな言葉を使って世界と渡り合ってきているということですが、どうも我が国この金融システムの改革を見てみると、我が

国としてこのような金融戦略を持って世界の金融市場に乗り出していくといふものが一つも見当たらない。むしろ、アメリカを中心とした金融戦略を押しつけられて、それによりやつて対応するかという姿勢が最も目立っているのではないかといふ点では大変残念なわけです。

これは私が言うまでもないことでござりますが、今や、アメリカのドルという、強いドルを基軸にいたしましてアメリカは金融戦略を前面に打ち出して、ある意味では、悪い言葉かもしれないけれども、世界的な制覇を心に秘めて日々の金融政策を打ち出してきているわけであります。

これに対してEU側はEU側で、イギリスは同じEUの中でもちょっと違った国でありますから、どちらかというとアメリカと同じように考えてもいいと私は思っているんですが、EU全体としては、EUの中で新しいEU通貨を中心とした世界金融戦略というものを着々と進めていると私は思うのです。ドルが今や世界経済の大割合から七割を経済活動の中で占めている基軸通貨になつているわけでございますが、これに対抗するEUの通貨というものをユーロという形でつくり上げて、アメリカの思つままの世界の姿にするなどいふのは避けようではないかという強い意思が私はこれにはうかがわれると思うわけです。

これに対して日本はどうなのか。一時はアジアを中心としたアジア圏に構想をいろいろ考ふたような話も聞いておりますが、それは具体的な形で一つも実らせたわけではないし、具体的な形で一応やつたと思つたらアメリカにつぶされちゃつたという経過も実はあるわけでございます。今や世界の経済大国の三強の一つになつていてる日本が世界戦略といふものを持たずにやつてゐるこの金融政策は、大変危険な気がしてならないわけでござります。

私は、昔のような産業政策というものが必要だということは申し上げませんけれども、この金融問題に関してはどちらかといえば日本は、今中心に流れている、グローバルという耳ざわりの

いい言葉で流れているアングロサクソン流の金融のグローバル化といふものでは、我々の日本の文化化、国民性からいつて全く異質の世界に実は投げ出されるような気がしてならないわけなのです。

そういう意味で、ひとつ大蔵大臣、我が国としてこういうものを前面に打ち出して世界に訴えていけということではございません、そういう腹づもりですね、我が国の金融戦略としての腹づもりというものはやっぱり持っていてもらわなきやいけないと思うんですが、それについていかがでございましょうか。

○國務大臣(松永光君) 委員も私も昭和一けただと思うのであります。私どもの物の考え方としては、やはり国家というものを考えて、そして実は産業政策を考える場合に常に国家の大方針が一つあって、抽象的であっても結構だからその方針に基づいて産業政策は推進さるべきものと。同じように金融の分野でも、国としての大きな戦略を立ててそれに基づいて進むべきものという考え方には、表に出すかどうかは別として、心の中にはお互いに秘めている問題だらうと思ひます。私の立場であるとそれと言うわけにはいかぬわけであります。

今、私が考えておりますことは、もう事のよしあしは別として、ベルリンの壁崩壊後、世界が全体として大変な自由競争時代に入つた。そして一番力が強いのが総合的な面でアメリカ、したがつてアメリカの通貨であるドルの世界の基軸通貨としての役割はますますでかくなつてゐるというものが現実の姿だらうと思います。

ところが、このドルに対する我が国の通貨である円の比率といふものが非常に変動する、そういうことのために我が国の経済があるいは国民生活が相当急激に影響を受けるなどという事態もしばしば経験したところです。

そういったことを考えると、結局、どの程度その国の通貨が世界の中で通用するかという問題は、その国の経済力によって決まるんじやない

かろうかと、私はそう思います。日本の経済もこれほど実は強さを持つておるわけでありますから、したがつて円というものが小さい地域だけあるいは日本の国内だけで通用する通貨ではなくして、ある程度世界の中でも通用するそういう通貨になるようにしていくことが日本経済にとってあるいは日本国民にとって利益であるというふうに私は考えます。

そういうことから、円の国際化への力を着

私は、そういう考え方で橋本総理は金融ビッグバンを提唱され、それに基づいてできるものから着手実に実行に移してきて、この四法が通過をし成立させていただいた後は、目指すところのロンドン化あるいはニューヨークと肩を並べ得るような活性化された日本の金融市场ができる上гарると。それは国民にとって非常な利益でありますし、ある意味では経済の発展にも大きく貢献する。それを通じて二十一世紀の高齢社会において国民が安定して

インター・ナショナル・メタルワーカーズ・フェデレーション、労働組合としての世界会議でございましたが、私はそのときにイギリスに行つたときには、たまたま新聞を目にいたしました。これはガーディアンだつたかイブニング・ポストだつたか、ちょっと忘れましたけれども、こういうタノムトルが目についたわけです。「ホワイ・ウイーン・エルカム・ジャパンーズ インベンション」、これがタイトルであります。

## れりイイたはきいフ

今回の金融ピッグバン、先ほど申ししたように、世界の中から規制というものがなくなつた、経済規制は全部撤廃すべきだと。欧米については撤廃が進んでおるわけですね。日本だけは残つておつた、社会的な規制は別として。しかも、日本の国内の経済活動について経済規制原則撤廃といふことになりますというと、内外無差別でありますから、したがつて当然のことながら外国の強い企業も日本にどんどん参入してくる、こういう事態にもう前からなつておるわけですね。

価値観だということを盛んにお断りになるような形で言われているけれども、私も実はそういう形で育った人間でござりますから、ある意味では大変価値観を共有する一面が多いと思うんですね。

最近よく政治家の中でもグローバル化といううことで、国連中心で何でもかんでも国連にといううような形で、世界国家であるとかなんとかと言う方の意見は大変強く持っている人間の一人なんですね。

そういう意味であるならば、これからのが同じ金融政策というのもしつかりとしたやはり士藏を中心とした金融政策にする、隠れてでも、今こういう時代ですから、世界的に産業政策を打ち出すとまた袋だたきになるでしょう。あるいはそれが規制だと言われる一面もあるから、これは別としましても、国としての我が国の金融政策というものを世界的にどう位置づけていくか。国内におけるところの例えれば銀行にしろ証券会社に三段二つ、つまみでねども、それを組み立てる

で、EUに向けての輸出の主導権をイギリスが持つようになつた時期でありました。それに伴いまして、実はイギリスの産業界においては、日本的な手法におけるところの生産のやり方、企業経営のやり方というのが実は嫌だけれども、受け入れなきやならなかつた。これは文部省であります。日本の文化というものをイギリスとしては嫌だけれども受け入れなければならなくなつた。要するに、自分たちを守るためににはそういう文化も受け入れていかなければならぬ、自らのこしょ書き(こうぎ)く、うなづくことによつて、

そこで、そういう時代になつたということを前提にすれば、実は日本の金融市场とというものもあるいは金融に関するいろんな規制というのもあるいは金融に関するいろんな規制といふものもできるだけ撤廃をして、撤廃していくば当然のことながら自由競争がますます活発になる。それを通じて日本の金融関係業界もいろんな技術の改革をし、あるいは新商品の開発も盛んに研究して実行し、そういった活動を通じて日本の金融業界も強くなつてもらいたい。そしてまた、国民により有利な運用の場を提供する、こういったこともしっかりとやってもらいたい。これを通じて、アメリカやイギリスは市場が活性化して非常な発展を遂げておる。それにこれから速やかに追いつくようにしていく必要があると。

もいらっしゃいますけれども、物事の中心は、國家がしっかりと置いていて、国家が中心になって世界の平和を築いていくという立場ですから、国家としてのあり方をどうしていくかということがやはり基本になさざやならないというふうに私は思つてゐるんです。

そこで、先ほど大蔵大臣も製造業の話をされましたが、私は、このことと比較しながら今後の金融政策、金融ビッグバンというものを考へていくべきだらうと思つてあります。たびたび申し上げましたけれども、昭和三十九年にO E C D に加盟をし、I M F の八条国に移行をし、四十年から実は製造業の自由化が始まつてゐるわけです。自動車の自由化が始まつた、そのと

にして生保にした。ある意味でいと、いつでも合が必要かというような大きな一つのマップを置いて指導していくべきやならないと思うわけでもありますし、そしてそういうものがどのような形で世界の金融市場に役割を示していくかということがなければならぬと思うんですが、どうも私はもにはそれが聞こえてこないわけですね。

これは一つは、このよう世の中の世界的なないと、いうのは文化的な衝突でもあるわけですね。というのは、今から十二、三年前でしたか、ちょうどこの間サミットがございましたパリミガムで IMF の世界先端技術会議というのがございました。これはインターナショナル・マネジリー・ファンドの IMF ではなくして、たまたま

私たちのことは再びたまたらのことを書かれていたわけですね。我々は外に含んだ文章が書いてあつたわけです。我々は今、文化的な侵略を受けているんだ、だけれども、我々はこれを受け入れなければ我が国の再建はないという形で書かれていたわけですね。

ある意味では、今回のを見てみますと、金ピッグバンというのは、ちょうどイギリスの日本に今持ってきたような形というものが生れつつあるんじゃないかな。金融環境を中心とした日本の文化的な価値観というのを今塗りかえきやならないようになつていてるんです。

それはなぜかといふと、アメリカを中心としたフリーといふもの、市場に任せるとか思想が以前に出過ぎて、今や日本の今までやつ

きた企業経営のあり方、労使関係のあり方すべて変えなきやならないということになつてゐるわけですね。例えば、真っ先に言われるのが年功序列が悪い、終身雇用が悪い、これを法的にも変えていかなきやならないというのは基準法の一部にもう既に始めているわけあります。これは実はこの金融問題を軸として今受け身になつてゐる意味では、別な言葉で言えば、そこまで我が国がこの金融問題を軸として今受け身になつてゐるということを考えてみますと、これは大変なことだと私は思うわけあります。

そういう意味で、私はこの金融界の再建を何としてもやるためにも日本が発言をしてほしいと思う、世界に対して。何でも受け入れると具体的に言いますと、この間の新聞にもこういふことが出ていましたね。このアジアの通貨危機をなくすためにどのようにやっていくかというと、アメリカはさんざん口を出すけれども金は一切出さない、みんな日本に寄せ出せと言つてきていた。いい例が、IMFの追加基金を依然としてアメリカは議會で否定しているわけですよ。しかも滞納しているんですよ、ずっと。国連の会議だつてそうでしょう。言いたいことは言つけれども義務を果たさない、そういうところが盛んに言つてくるやり方を唯々諾々と受けなきやならない立場なのかな。日本はさつさと国会で批准してい

る、積立金の増額に対しても。

しかも、例えば北朝鮮の原子力の軽水炉の建設問題にしたつて、あれだけ八十億ドルぐらいかかると思われているが、建設費は日本と韓国で負担せよと言つているんでしょ。アメリカは何千ドルぐらい受け持たなきやならない。そういうやり方をしてきてる、アメリカの場合は。

そういうことに對して、例えば日本が金融政策の面でアジアのIMF基金をつくろうという構想を出したら、拒否権を使ってつぶしちやつたじやないですか。そういうことを考えてみると、どうも日本の国家戦略といふものが腰が据わつてない、こんなことでやつていたのではめちゃめちゃにされちゃう一面があるんじゃなかという気が文化の変化なんですよ。文化的侵略なんですよ、あがこの金融問題を軸として今受け身になつてゐる意味では、別な言葉で言えば、そこまで我が国がこの金融問題を軸として今受け身になつてゐるということを考えてみますと、これは大変なことだと私は思うわけあります。

そういう意味で、私はこの金融界の再建を何としてもやるためにも日本が発言をしてほしいと思う、世界に対して。何でも受け入れると、ただ、物の考え方は非常に似ておるというふうに思ひます。

委員は製造業を例にとられて、特に自動車を例にとられてお話しになりました。あれは実際日本はある意味ではうまくやつたと思うんですね。それはガットの仕組みが今日ほど普及をしていましたかつたという感じがあります。のために通産省はどうしたかというと、日本の自動車産業が外国にはどうしたかというと、日本の自動車産業が外國と競争できるまでは輸入を厳しく制限しておったんですね。その間に通産省は行政指導で強い三つか四つの自動車業界に編成をして対抗していくことながら内外無差別が大原則でありますから、そこで日本の国内の金融業界を強くし、あるいは金融市場を活性化させていくためには、アメリカあるいはイギリスがやつた金融改革を参考にしながら、規制緩和、自由化、そしてグローバル、もちろんフリーでフェアでなきやならないわけではありませんが、それを取り入れた形での改革ををしていくことが日本の金融業界を強くし、あるいは活性化させ、日本の金融市場そのものが大きくなれば、もちろんフリーハードで実現するべきではないことになります。そのためには、その実現に向けて努力をしていくことになる、そういう考え方で総理の提唱のもとに我々はその実現に向けて努力をしていくことが日本金融業界を強くし、あるいは活性化させ、日本の金融市場そのものが大きくなれば、もちろんフリーハードで実現するべきではないことになります。私は今述べたことで答えになつたかどうかわかりませんけれども、アンゴロサクソン批判等は私はしてはならぬ立場でもありますから、この程度でとどめさせていただきたいといふふうに思います。

○今泉昭君 午前中の時間がなくなりましたので、午前の最後として意見だけちょっと申し上げておきたいと思います。

私が申し上げました製造業の四十年代の場合は、

実は戦争中にアメリカが航空機を生産する場合、コンベヤーシステムで生産ラインを引いてつくつていくという、それが日本の大変すぐれた生産技術の一つになつておるわけですが、あれは冷戦構造なかでございましたから、日本の言うことは何でもアメリカは聞くという立場で自由なことができたという条件もありました。日本の力は大したことないというふうに甘く見ていた一面もあつたんでしょ。しかしながら、そういう幸運にも恵まれて、日本は幸いにして世界のスタンダードというものを日本から発信できるような強

けです。

今、世界はフリーだ、フリーだと言われているけれども、アメリカだってたくさんの中税壁を持つているわけですよ。具体的に言いますと、鉄鋼の問題だつてトリガープライスをつくつたり、あの自動車の輸入制限というのはアメリカはすごいですからね。そういう意味からすると、アメリカは完全に日本に製造業の競争は負けたという感覚なんです。これは間違いないんです。彼らの戦略、結局、金融戦略で行こうというのアメリカ

研究によつて取得する技術力、それを持てる国だ、持てる民族という言葉が適当かどうか知りませんけれども、そういう人がたくさんいらっしゃる国だというふうに私は思つております。

現在のように日本の国力が全体として大きくなってきたわけありますから、自動車産業を歐米に対抗できるようにしてきた産業政策というのを通産省がとつたのと同じようなことを、まさか今の世界の中で大蔵省がやるわけにはいかぬだがでしょうか。

○國務大臣(松永光君) 私は委員ほど自由に發言することができない点も実はあるわけなんです。

ただ、物の考え方は非常に似ておるというふうに思ひます。

委員は製造業を例にとられて、特に自動車を例にとられてお話しになりました。あれは実際日本にとられてお話しになりました。あれは実際日本にとられたかというと、日本の自動車産業が外國かつたという感じがあります。そのためには、通産省はどうしたかというと、日本の自動車産業が外國と競争できるまでは輸入を厳しく制限しておったんですね。その間に通産省は行政指導で強い三つか四つの自動車業界に編成をして対抗していくことながら内外無差別が大原則でありますから、そこで日本の国内の金融業界を強くし、あるいは金融市場を活性化させていくためには、アメリカあるいはイギリスがやつた金融改革を参考にしながら、規制緩和、自由化、そしてグローバル、もちろんフリーでフェアでなきやならないわけではありませんが、それを取り入れた形での改革ををしていくことが日本金融業界を強くし、あるいは活性化させ、日本の金融市場そのものが大きくなれば、もちろんフリーハードで実現するべきではないことになります。そのためには、その実現に向けて努力をしていくことになります。私は今述べたことで答えになつたかどうかわかりませんけれども、アンゴロサクソン批判等は私はしてはならぬ立場でもありますから、この程度でとどめさせていただきたいといふふうに思います。

○今泉昭君 午前中の時間がなくなりましたので、午前の最後として意見だけちょっと申し上げておきたいと思います。

私が申し上げました製造業の四十年代の場合は、

いる国はドル圏もあればヨーロッパ圏もある、円決済圏もあるという形で、危険分散の意味でも、世界的な金融安定の危険分散のためにも我が国の金融といふものの強固な基盤をつくつていただきたい、こういうふうに思います。

時間が参りましたので、午前中は終わります。

○委員長(石川弘君) 午前の質疑はこの程度にとどめ、午後一時まで休憩いたします。

午後零時一分休憩

## 午後一時開会

○委員長(石川弘君) ただいまから財政・金融委員会を再開いたします。

金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律案、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律案、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案及び金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律案の四案を一括して議題とし、休憩前に引き続き質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○今泉昭君 それでは、午前中に引き続き質問させていただきます。

まず最初に、銀行の不良債権の処理の問題につきましてお尋ね申し上げたいと思います。

三月期の銀行の決算報告などの場で各銀行の首脳が一様に述べているのは、不良債権の処理については一つの山を越したというようなことが言わ

れております。また、中には政府の方からもその

ようなことに近いことが聞こえてくるわけでござりますが、私ども果たして金融機関の不良債権の

処理の大きな山を越したのかどうかということに

対しましては大変不安がまだございます。

そこで、まず銀行局長にお伺いしたいと思ふんですが、一月に大蔵省の方でいわゆる不良債権に

関しまして第Ⅰ分類から第Ⅳ分類について区分けをした資料が発表されたと思うわけでござりますが、その後いろいろお聞きするところによります

と、例えばこの第Ⅱ分類の中での不良債権がさら

に悪化して第Ⅲ分類の方に移っているというよ

な話を聞きます。

そういう意味で、三月期決算の銀行の報告を受けた形で新しい第Ⅰ分類から第Ⅳ分類に関する調査がまとまっているのかどうかということをまずお聞きしたいと思います。

○政府委員(山口公生君) お答え申し上げます。

今、決算が次々に発表されておる状況でございまして、主要行については全部公表されておりま

す。ただ、そいつた銀行も含めまして、分類債

権という概念ではまだ各銀行とも整理をしきつておませんので、そいつたものにつきましては私どもの手元にありますのはこの間御報告申し上

げた数字だけでござります。

○今泉昭君 聞くところによりますと、例えば日銀のサンプル調査によりますと、第Ⅱ分類に区分

けられている債権のうちの恐らく二割近くは三年後には第Ⅲ分類に劣化していくのではないかとい

うような調査まで出しているようでございます。こ

れに関連してではないでしょうかけれども、与党の

中からは、例えば梶山前官房長官あたりは、第Ⅱ分類に対する引当金というものを二〇%強制的に

やるべきではないか、そういうことでもしないこ

とはこの不良債権の健全なる処理というものが

大変危険があるというような構想まで実は出ていますが、それで、これに関しまして

大蔵省の方ではどのように受けとめていらっしゃ

りますか。

○政府委員(山口公生君) 御承知のように、この

分類といいますのは自己査定でございまして、そ

の回収の容易度、困難度で分けておるわけでござります。

俗にⅡ分類と言われるものはよくリスク管理を

して注意して見ていかなければならぬという債

権のジャンルでございまして、それにつきましての引き当て、償却のあるべき姿というものにつき

ましては公認会計士協会の方で考え方をまとめ

すとゼネコン関係、建築関係並びに不動産業界に

貸し付けられたものの大半がこれに入っていると

いうようにお聞きをしております。

御存じのように、このゼネコン関係、不動産関

係というのは地価の下落によりまして大変に買入

あさつた資産をもてあましているような状態であ

りまして、いろんな形で企業危機が叫ばれている

実は産業でございます。仮に、こういう試算も出

ているわけでございますが、これらの不良資産が

劣化していった場合に今後二割を引当金としてや

らなきやならないというふうになつた場合どれく

らい必要かというと、約十兆円ぐらい必要だと。

ところが、建設業界や不動産業界の年間の収益

というものは約三・五兆円です。そうしますと、ど

れほどこれが大きな金額かということがわかるわ

けでございまして、中には第二地銀の場合は半数

が債務超過に陥っていくのではないかというよう

なことさえも言われているわけでござります。そ

ういう意味で、このゼネコン関係並びに不動産関

係に関する不良資産の処理というものが今後の我

では今泉先生がおっしゃるようゼネコン、不動

産関係というのが多いところもあるでしょう。銀

行によつては逆に地元中小の製造業という場合も

あると思います。

いずれにせよ、現在の景況をいろいろ反映した

形でのいろいろな御議論あるいは推測というのによくなされておるわけでござりますけれども、今

後の景況の変化によつてかなりその辺の様相も変わつてくるのではないかという感じを持つておる

わけでござります。

私ども銀行行政としては、引き当て、償却すべ

きものはきちんとそうした処理をして健全な姿を

早く取り戻すということを指導の第一の理念にし

ておるわけでござります。

○今泉昭君 株の実態を見てみますと、例えば建

設会社の株価というのは、一つは相当数の会社が

いわゆる危険水域と言われる百円株というものが

目立つておるわけですね。それからもう一つは、

それぞれの企業が発行している社債、これらの利

回りが実は何と二けた以上に利回りを保証してお

ります。結論的に言いますと、個々の一本一

情聴取なり実態把握に努めていらっしゃるかどうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

く、行動の中で起こっているわけがあります。

ところが、これは余り名前を出しちゃいけないのかもしれません、一つの例として申し上げますと、例えば飛島の場合は富士銀行がメーンだと、ハザマの場合は第一勧銀であるとか、あるいは熊谷の場合は住友だというようなメーンが決まっているわけでござりますが、それぞれみんな第一、第三の銀行が相互に交差して貸し付けています。

だから、仮に下位銀行が引き揚げた場合に、そのメーンである銀行が、それじゃ自分が別などころの下位銀行として貸し付けているのを報復的に引き揚げるというような動きさえないわけではないわけでございまして、そういうことがもし起つたとするならば、これはもうゼネコン関係というのの大変な事態を迎えるのではないかと思うんです。

というのは、不良債権の処理の問題というのは、あのバブルの時期に最大の不良債権を貸し付けた産業界といふのは建設業界であり不動産業界であつたわけでござりますから、業種別にいろいろの検討はしていないとは言わざるも、そこを見過ごして、バスして無闇心ではおられないんじやないだろかというふうに私は思つんですけれども、いかがですか。

○政府委員(山口公生君) 今、先生が御披露いただきましたような話を私も時に聞いておりますが、昨年の十二月でございましたか、東食という商社が倒産したときにはまさに同じような現象が起きました。第二、第三、第四の銀行が手を引くとメーンバンクしか残らない。メーンバンクがそうした業況の悪いところを全部抱え切れるか、そこで思い切つて倒産だという法的処理だというような動きになつたやに記憶しております。そうした後に、今申し上げたような例で見ましても、かなり社会のあるいは経済的な混乱といいましょうか、実は東食の後株価が大変下がつたことを私は記憶しておりますけれども、それにあらわれるよう、社会的に非常に不安な状況を醸し出した、

雰囲気を醸し出したことでもございました。

そういうふた金融あるいは特定な業種にまつわるあるいは社会的な混乱なりあるいは経済的な混乱、あるいは社会的な大きなコストを余りにも大きく引き出してしまってということについては、やはりいろいろ慎重な対応ということも必要ではないだらあります。今、先生がおっしゃつたようなことも十分にわかつておるし、そういった経験も積んできておるわけでございます。そうしたもののがうまくそいつたシステムリスクを起こさないような形で解決をしていくことを願つておるわけでございます。

万一の場合のいろいろ預金者保護、あるいはシステムリスク対応のための金融二法等は整備されていただいているに、セネコンやある関が、今申し上げましたように、ゼネコンや十分によく理解しながら行動をしているものと私は考えております。

○今東昭君 不良債権を大量に抱えている金融機関が、今申し上げましたように、ゼネコンやあるのは不動産業界に対する大変な不良資産を何とか早期に解決するために、最近は、これは恐らく大蔵省あたりで流されているのかあるいは政府筋で流されているのか知りませんけれども、不良債権の処理に関して税制上の優遇措置を考えていこうと思います。

○今東昭君 時間も限られておりますので、別の問題でちょっと先に進ませていただきます。SPCに関する問題につきまして少しお尋ねしたいと思うのです。

○国務大臣(松永光君) 主税局長が来ていないも

ですから、あるいは国税庁が来ていないもので結論から申し上げまして、今までとは違つた取扱いをする、すなわち優遇措置をするということはないわけでございます。一般論からいえれば、銀行が民間に貸した金、これがもう取れない

らうかという感じがしておりますけれども、その辺はある意味ではマーケットそのもののブレーヤーであります金融機関自身もよくわかつております。その判断の基準がややともすれば明確性を欠く点があつたんじゃない。それを明確にすることによって、銀行は明確になつた基準で処理する。そうすれば、国税当局もそれを認めるという結果になるのであるといたることなあります。

基本的に申し上げますと、今までではややともすれば現場の税務署の判断によるものが多かつた検討が進められておる、もうまとまりかけているようでありますけれども、この機会に通達の中身を明確化して、すなわち損金として処理することを認めるこの基準を明確にする、今までの取り扱いを通達の中で明確に定めるという考え方で今検討が進められておる、もうまとまりかけていると聞いておりますけれども、こういうことでございます。

○今東昭君 いろいろな意味で、銀行は低金利でもつて預金者の所得を移転しながら不良債権処理のために、国民が一生懸命支援をする中で、また公的資金をこれに投入するとかという形で大変な面倒を見ていいるような状況でございます。

○国務大臣(松永光君) この不良資産の処理に関しましても税制面での処遇といふものを検討されていと聞きますが、それはどういうことでござりますか。

京地裁あたりでは三ヶ月間に六千ぐらい取り扱つたそうですございますが、債権の回収率というのは担保設定額に比べて大体一一%から一五%ぐらいの金額でしか処分をされていないという実態が出ているというふうに言われているんです。最近の外資による買ひあさりというのは一〇%をはるかに下回つて、大体三%とか五%ぐらい、要するに百億円のものが三億円とか五億円ぐらいため安形で買われていて不良債権なるものがどんどんと処分されていると。

実際に考えてみると、金さえあれば私たて買いたいぐらいもつたない話なわけでございますが、そういうことを考えてみますと、このSPCなるものをつくつて何とかその不良債権をそこにはどんどん移していくというアイデアは当然出てくるのでござりますけれども、しかしこのやり方が果たして今凍りついたような土地の流動化につながるのかどうか、あわせて今後の我が國の土地政策に望ましいのかどうかということに一縷の疑惑を抱く面がござります。

例えば、仮にこのSPCで証券化する場合も、いわゆる土地そのものの所有権を移してしまって、いつもの土地の所有権が全然移らないで証券化だけしてばらばらやる、いろんなケンスが当然あると思うのですが、しかしながら、外資がどんどん買つているように、とにかく一時的に買つてまた売つていくという、要するに利ざやを稼ぐことを目的として外資がいろんな形で動いた場合、虫食い状態にあるような土地を将来の都市計画であるとか土地の開発であるとかいう形で再開発をしていくことをすると、果たしてこれがそのブレーキ要件になるのではなく、いろいろかといふのが一つ。

それからもう一つは、ただでも土地がどんどん下がる。下がるということはいい点もあるし、悪い点もあるんですけど、どちらかといえば今の我が国の経済状態であるならば、むしろ土地は下げどまりになつて多少でも上がつてくれる方が不良債権処理のために望ましいんでしようけれども、こ

のような形でどんどん一〇〇のものが三〇とか五〇%ぐらいの低い形で処理されていった場合、土地の価格というものがますます下がるという方向に追い打ちをかけるようなことにならないかどうか、そういう点の懸念があるわけでございますけれども、そういう点についてどのように考えていらっしゃるか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○政府委員(山口公生君) 一点御指摘がございました。

SPCの方へ売却をした場合、利ざや稼ぎのよくな行為でもって虫食い様土地等がかえつてふえるのではないかという御懸念でございますけれども、SPCをつくつて流動化する場合を考えてみると、それは逆に資産を流動化してどう使うかということまでディスクローズをさせてSPCに売却をしますので、単純な売り買いですとSPCまでつくつてやらないで特定の相手を見つけて売り買いすればいいわけでございますので、SPCをつくつてそこに売却をして、それに例えばビルを建ててキャッシュフローを生み出して、それで利払いあるいは配当に充てる、こういう姿を描いてこの仕組みを利用するということを想定しておりますし、恐らくそういうものでなければこういつたものは、こういう特例的な制度ですから、そう認められるものではないというふうに考える次第でございます。

ただ、その問題と再開発のブレークをかけないようないいことは別問題として、それは先生の御指摘のとおり大切なことでありますので、あくまでこれは金融行政とかいうことは別に都市行政とかあるいは再開発のあり方という別の枠組みの中で、それはSPCがあろうとなかろうと確保していくいただきなければ我が国の都市政策、土地政策、再開発が十分に効果を上げ得ないといふことになるかと思います。

それから二つ目の価格がどんどん下がるのを加速するのではないかという御懸念でございますが、確かにSPCに不動産なりあるいは不動産担

保の債権を移すとなりますが、その不動産の評価額というものは恐らく考え方として収益還元価格方式をとらざるを得ないとございます。つまり、将来のキャッシュフローを現在価値で割り引いたときに採算がとれるかどうか、今で言いますと、それは大いにペイするわけでございますので、今は大きなキャッシュフローを現在価値で割り引いたところとしてそういう価格なかどうかということ、不動産の価格として設定できるかということにならうかと思います。

そうしますと、今、不動産の価格はどうしても近傍近隣の取引事例ということで価格を設定しているケースが多くございますので、ある意味では一時的にSPCへ売却するときの価格は下がるということもあるうかと思います。しかし、それ以上下がるかというと、収益還元価格でもってこれはどう考えても七%で回るというような計算ができると、それ以上下がりようがないと、逆に地価の底打ち感といいましょうか、そういうことも出てくるんじゃないかと思うわけでございます。

確かに、SPCのときの土地の価格の設定の仕方によつては一時的にそういう現象が起きておりますし、恐らくそういうものでなければこういつたものは、こういう特例的な制度ですから、

その認められるものではないというふうに考える次第でございます。

ただ、その問題と再開発のブレークをかけないようないいことは別問題として、それは先生の御指摘のとおり大切なことでありますので、あくまでこれは金融行政とかいうことは別に都市行

政とかあるいは再開発のあり方という別の枠組みの中で、それはSPCがあろうとなかろうと確保していくいただきなければ我が国の都市政策、

土地政策、再開発が十分に効果を上げ得ないといふことになるかと思います。

まず最初に、金融界全体のことを考えてみまし

て、金融界の壁がどんどんなくなつていった、金

融界で取り扱っている商品も生保で取り扱つてゐる商品もこれから全く差がないような形で完全な

自由化になつた場合、相互乗り入れという立場から、これはあり得ることだらうと思うわけです。

そういう意味で、国民にとって不可欠な金融商品、ある意味では社会保障的な面も帯びておりますが、金融商品を提供しているということと金融機関の一つの機能も有しているということ

から、現行の保険業法におきましても保護基金と

そういう意味で、例えば銀行の場合は金融機関

という位置づけなんでしょうか、そして金融機関と位置づけに基づいていろんな公的な

支援、枠組みがつくられてきているでしょうか、それは大いにペイするわけでございますので、今は大きなキャッシュフローを現在価値で割り引いたところとしてそういう価格なかどうかということ、不動産の価格として設定できるかということにならうかと思います。

そうしますと、今、不動産の価格はどうしても近傍近隣の取引事例ということで価格を設定して

いるケースが多くございますので、ある意味では一時的にSPCへ売却するときの価格は下がるということもあります。しかし、それ以上下がるかというと、収益還元価格でもってこれはどう考えても七%で回るというような計算ができると、それ以上下がりようがないと、逆に地価の底打ち感といいましょうか、そういうことも出てくるんじゃないかと思うわけでございます。

確かに、改めて申し上げるまでもございませんが、保険といふものは生命保険、損害保険を通じて国民生活、国民経済の基礎として万が一事故が発生した場合に国民の経済生活の連続性を保障するというわばインフラ的な役割を持つてゐると思うわけでございます。他方で、ほかの側面でございますが、保険会社は実はその預かり資産の規模を申し上げますと個人貯蓄の約四分の一を占めるまでに至つております、金融機関の一角として金融仲介機能も持つてゐるわけでございます。

そういうことから、保険会社の位置づけといふことでございますが、現行制度でも保険業は金融業と同様に免許制になつておりますし、その経営のリスクを遮断するためにいわば專業義務のよう

なものもあるわけでございます。

そういう意味で、国民にとって不可欠な金融商品、ある意味では社会保障的な面も帯びておりますが、金融商品を提供しているということと金融機関の一つの機能も有しているということ

から、現行の保険業法におきましても保護基金と

そういう意味で、例えば銀行の場合は金融機関

という位置づけなんでしょうか、そして金融機関と位置づけに基づいていろんな公的な

支援、枠組みがつくられてきているでしょうか、それは大いにペイするわけでございますので、今は大きなキャッシュフローを現在価値で割り引いたところとしてそういう価格なかどうか

といふことでございますが、現行制度でも保険業は金融業と同様に免許制になつておりますし、その経営のリスクを遮断するためにいわば專業義務のよう

なものもあるわけでございます。

そういう意味で、国民にとって不可欠な金融商品、ある意味では社会保障的な面も帯びておりますが、金融商品を提供しているということと金融機関の一つの機能も有しているということ

から、現行の保険業法におきましても保護基金と

いうのを設けて契約者の保護に当たつているわけ

でございますし、その意味で、今回ピックバンを

迎えて金融システム改革が行われますとますます

相互乗り入れが盛んになりますので、今申し上げ

たような保険会社の機能、役割を阻害しないよう

いろいろな仕組みを考えていかなければならぬ

といふように考へていて、金融業としての役割といふの

を考へていらっしゃいますか、ちょっとお聞き

したい。

○政府委員(福田誠君) 十分なお答えができるか

どうかわかりかねますが、午前中、委員からも国

家戦略との関係で金融は我が国の骨格、基盤であ

るというふうな御指摘ございましたけれども、私

ども保険につきましても金融の中の一つであると

いう認識をしているわけでございます。

確かに、改めて申し上げるまでもございません

が、保険といふものは生命保険、損害保険を通じて我が国の経済生活の連続性を保証するといういわばインフラ的な役割を持つてゐる

と思うわけでございます。他方で、ほかの側面でございますが、保険会社は実はその預かり資産の規模を申し上げますと個人貯蓄の約四分の一を

占めるまでに至つております、金融機関の一角として金融仲介機能も持つてゐるわけでございます。

確かに、改めて申し上げるまでもございません

が、保険といふものは生命保険、損害保険を通じて我が国の経済生活の連続性を保証するといういわばインフラ的な役割を持つてゐる

と思うわけでございます。他方で、ほかの側面でございますが、保険会社は実はその預かり資産の規

模を申し上げますと個人貯蓄の約四分の一を

占めるまでに至つております、金融機関の一角として金融仲介機能も持つてゐるわけでございます。

確かに、改めて申し上げるまでもございません

で、資金繰り支援ではございますが、政府保証とか日銀借り入れを組み込んだところでござります。

ただ、長期的には、やはりこれからの競争時代を迎えてディスクロージャーを促進すると同時に、契約者の自己負担というものを考えていかなければなりませんので、本則といいますか、その経過期間を過ぎますとやはり全額を保護するということはなかなかできない、また将来に向かって公的資金みたいなものを組み込むことについてはまだ十分な世の中のコンセンサスが得られてはないのではないかということでございます。

○今泉昭君 ありがとうございました。

きょうは日銀総裁においでいただきております

まず最初に、日銀の金利政策についてお伺いを  
ので、日銀関係について幾つかお聞きしたいと思  
います。

しないと思います。金利政策についてはもちろん大蔵にも関係ないわけではございませんけれども、日銀の専権事項でございますから、特に今後日銀として考えていらっしゃる金利政策についてお聞きしたいと思うわけであります。

言ふまでもなく、我が國の假金利時代といふのは随分長く、史上初めてじゃないかと思うぐらいに続いているわけでございまして、九〇年の八月の六%を境にいたしましてずっと我が國の公定歩合は下がつてまいりました。九五年の八月から〇・五%というものがもう二年半近く実は続いていることになつてゐるんです。

この低金利によるところのいろいろな弊害が最近は目立つてゐるのではないだらうかと思います。確かに、国内の経済の元気を出させる意味で金利負担を縮小して景気を立ち直らせるという從来からの金利政策の大きな柱という意義は十分わかつているつもりでございますが、しかしこの低金利政策というのは万能ではないと私は思つわけでございまして、これが余り長く続くといろんなり意味での弊害が多くなつてくるのではないだらうかというふうに考えております。

一つは、特に高齢者の貯蓄に対する見返り、金利収入が少なくなつて高齢者の方々が大変困つているといふような問題。もう一般的に言われていることですからそういう問題を除きまして、最近のように卸売物価が大変下落をする、デフレの傾向にある中において、この低金利というのは企業に対して逆に高金利に匹敵するような効果を与えていたのではないだろうか、物価が多少とも上昇する時期においては、低金利は大いに結構なんですが、卸売物価が低下をする、マイナスになるような状態において低金利というのは高金利と全く同じ効果を有する面では与えているのではないだらうかと思うわけであります。

もう一つは、企業の経営というのは名目経営でござりますから実質的な数字は余り問題にならないわけであります。名目的な数値がふえるといふことが一番焦点でありますし、このようなデフレ状況において企業に与える低金利という名目でありますから実質的には高金利の生態を生じているということは企業の経営にとっても大変プラスにはなつていないのでないだろかというふうに思ひます。

大変重視いたします。コストをいかに管理して企業の生産性を上げていくかということに意を払うわけでございますが、低金利が長く続いていると、金利負担というのはこの程度のものだという感覚が根づいてしまうわけであります。金利負担コストというのも常識的な世界の流れがあるし、競争の社会においても一般の範囲というものがあるわけでございますが、日本だけがそういう意味での名目的な低金利の中でコスト負担がこれで当たり前だというふうになつてしまつて、金利に対するコスト意識が物すごく低下していくわけであります。もとに復した場合にこの負担がえらしく重く感じるというような状態になつていくわけであります。

さらにもう一つ申し上げたいのは、この貸し渋りの状態でありまして、なかなか金を貸してもら

えない、したがってノンバンクから金を借りな  
きやならないとか別なところでとにかく金を調達  
しなきやならないといふような状況であります  
し、市中の銀行でも意地の悪い銀行は、名目上は  
低金利政策になつていてるだけども、実質的に  
は上積みした、ジャパン・プレミアムじゃないけ  
れども何とかプレミアムをつけて実質的な高金利  
にさせて不良債権になつたときの準備をしている  
んでしよう。

そういうような状況に今なつてはいるということ  
は、もうこれは低金利の弊害が大きく目立つてしま  
っているんじやないかと、いうふうに私は思うのであ  
りまして、そろそろ金利政策の転換期に来ている

○参考人（遠水優君） ただいまの委員の御質問、確かに余り低金利になれて企業の経営が甘くなるんじやないかということは私どもも十分将来にわたくつて心配をしなきゃいけないことだと思うんです。しかし、今の国内景気の現状がそれをここで引き上げて企業のコストを高めてもいいかどうか、設備投資の現状や生産の現状を見ておきますと、まだまだやはり景気 자체が金利面からも金融面からも下支えしていかなければならない状況であるというのが現状の判断でございます。

そういうことで、低金利の継続ということが企業のリストラ意欲を阻害しているのではないかといふお尋ね、まことに見識のある御質問だと思うんですが、数字的に申しますと、例えば最近、この四年間の中堅中小企業を見まして、景気のボトム時から九七年、昨年までの中堅中小企業の経常利益の増加率というのが六六%。これは数値も随分ふえていてますからあれなんですが、六六%。これは一千万から十億までの中堅中小企業ですが、そのうち金融収支の改善による分というのがプラス四四%。ほとんど三分の一が金融収支の改善で企業業績がよくなっている、経常利益がふえているというのが現状なんですね。今、これから景気対策あるいは景気の動向を見ておりま

トを限り、この時点でここがところを、企業のコストを上げていくということは、やっぱり彼らの新しい事業あるいは業績に対するマイナス要因になつていくことは明らかだというふうに思いました。

もう一つは、最初におっしゃった家計、殊に年金生活者等の家計に対する金利が高過ぎるということが所得を抑えて需要を伸ばさないという、この点につきましても確かにおっしゃるとおりなんですが、ざいますけれども、これまたちょっと数字で見ますと、個人の場合でもやはり千二百兆円の預金、個人の金融資産があるとよく言われます。この中で預貯金というのは六百四十三兆なんですね。一方で、金融負債というのが三百八十一兆円。金融負債一家を借りたり買ったりするための借金だと思いますけれども、そういうものが多いんだろうと思ひますけれども、こつちの方はやっぱり金利が上がればふえていくわけでございます。

それからもう一つ、所得の面で考えますと、雇用者の所得というのは九六年度ですけれども二百八十兆円、それに個人企業で五十七兆円と確実に所得の増加分があるわけございまして、これはやはり低金利の一つの効果、低金利に支えられて企業が比較的経営がよくて所得を、給与をふやせるんだということのあらわれだと思うんです。

そういうふうに考えてみると、これから景気対策十六兆円等が効果をあらわし始めて景況が少しずつ明るくなり始めればござりますけれども、今のこのいわばどん底の事態で金利を上げることの先ほど御指摘のプラス要因というのはちょっとまだ早いんじゃないかというふうに感じております。

だからそういう意味で、最近、五月十九日でしたか、私どもの方でも政策委員会の金融政策決定会合がございまして、当面は金融政策について金融緩和基調を維持していくべきであるという結論を出して現在の金利になつておるわけございま



ですが、私どもの方は、株主といいましても資本金一億でそのうち五千五百万円を政府で、一般株主は四千人ぐらいおります。しかも、その株といふのは、日本銀行の出資証券につきましては出資者に議決権も認められておりませんし、株主総会といいますか出資者総会が開かれるわけでもございません。ただ、配当も五歩以内とということです。ざいますので五歩配当が続いているわけでござい

ますが、そういう特別の小株主、株式であるという、基本的に一般の株とは違つておりますので、その価格の動きにつきましても企業業績等で変動する一般の株と同列に論じることはできないのです。このところいろいろ日銀でトラブルがあつたりしまして、マスクミにたたかれたりしておりますので、そういうものをお読みになつた株主がこの際売つておこうかというようなことで売りが出了のではないかというふうに感じております。しかし、今もうボトムを越えて少しつづまた上がつてきているように思つておりますので、もうしばらく見ていていただきたいと思つております。

○今泉昭吉 ありがとうございました。

時間が参りましたので、質問を終わります。  
○益田洋介君 日銀総裁、御苦労までございま  
す。総裁は用事がおりということなので、若干  
順番を変えまして質問をさせていただきます。  
まず、山一証券が三月期決算で二百二十五億の  
債務超過に陥ったということが明らかになりました  
て、破綻処理のために日銀特融が供与されている  
わけでございますが、この事実に関して日銀は現  
状では特融の回収に問題はない、このようなコメ  
ントを公表しておりますが、果たして現状はどう  
でしょうか。

日銀は最初この特融を供与するに当たって三つのクッションを考へていたとされております。一番目は特融の回収に当たっては山一が資産超過だと見られていること、二番目は生保、損保からの劣後ローンが四百三十億円分ある、三番目は政府は新たに投資保護基金をつくり直す、山一処理

たつてクッショングループとする三つの条件があつたうちの三番目、これは五百億円規模のことしの十二月に準備する投資者保護基金、仮称であります。が、この新基金に対しては証券会社などが出資することにしてある。しかし、このときの条件というのは、もちろん山一証券が三ヶ月期の決算において資産超過を前提条件としていた。しかし、今はそれが逆転したことになっている。したがつて、証券界が同基金への拠出になおさら慎重な姿勢を強めることは間違ひないし、当然のことながら調整が難航することが予測されるわけですが、この点どういうふうに考えますか。

○政府委員(山本昇君) お答えをいたします。

確かに、今、委員御指摘のような問題があるわけでもござります。私どもいたしましては、この十年三月期決算におきます一百二十五億円の債務超過状態ということではございますが、これにつき

○参考人（遠水優君）おっしゃいますように、資産超過千億ということで特融を発動したわけでござりますけれども、現在債務超過になつておるわけでございます。私どもいたしましては、先ほど申し上げましたように、政府の今議論されております寄託証券補償基金の財務基盤の充実ということを最後の財源として、返済基金として期待をいたしております次第でございます。

また、今後の日本銀行の貸し出しに対する引き当てにつきましても、山一証券につきましては特別の引き当てる率を置きまして、これを万が一のとき備えておる次第でございます。

○益田洋介君 ちょっとはつきりしないんですねが、今度は大蔵省に伺います。

ましては、四百三十億円という劣後ローンの扱いの問題はあるわけでございますが、基本的にはその劣後ローンは日銀の特融に劣後するという要素がござります。また、この二百二十五億円というのが最終確定の数字かなど、これはまだ今後、店舗の原状回復費用、これを見込みになつておりますし、また保有資産の処分価格等変動する要素がござります。最終的な処理にはまだ相当の時間が必要というふうに考えているわけでござります。

私どもこの日銀特融の円滑な返済の確保ということにつきましてはもちろん適切に対応してまいる所存でございますが、お尋ねの投資者保護基金につきましていろいろな議論が、私も若干新聞紙上では拝見をしているわけでござりますけれども、今般の金融システム改革法案におきましてはこの投資者保護基金、これがその発足前に生じました証券会社の破綻処理というものを可能な限り引き継げるよう所要の法律的な手当てをさせていただいているわけでござりますが、こういった法案の内容につきましては証券界にも説明を行つておるところでござります。

だから、大蔵大臣から要請があったときのみこれを政策委員会で審議して実際に日銀特融を供与するかどうか決めるに、こういう形じゃないか。どこに独立性があるんですか。日本銀行が自発的に発動の検討をして発動の是非を決めるというような精神が全くない。要するに、独立機能がないから要請があつたときに限つて検討できる、こういう仕組みになつているんだ。

一方、旧日銀法、有名なんですけれども、これは片仮名で書かれている。第二十五条にはこういうふうに書いてある。「日本銀行ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ信用制度ノ保特育成ノ為必要ナル業務ヲ行フコトヲ得」。旧日銀法の二十五条のもとで、日銀の立場というのは、信用秩序を守るために日銀が主務大臣、大蔵大臣に発動していくかどうかという申請をすることができた。逆行したよ、日銀法というのは。日銀法はこの委員会でも検討し

も何とかなりますなんて言つてゐるからやがるする  
べつたりに先送りにされる、新しい不祥事が起  
こつてくる、不都合が生じる。こういうことを続  
けてゐるから日本の金融界というものは信用を失う  
んですよ。マーケットからどんどん追い出され  
くる。もうちょっと腰を据えてしつかり監督、管  
理しなきやだめですよ、大蔵省も日銀も。

それで、日銀总裁、新生の日銀というのは透明  
性と独立性を旗印として出発したわけでございま  
すが、私、日本銀行法の三十八条を読んでびく  
りしたんです。金融機関等に対する一時貸し付  
け、これは特融のことですね。三十八条第一項に  
はこういうふうに書いてある。大蔵大臣は、銀行  
法第五十七条の二の規定に基づき、内閣総理大臣  
と協議の上、信用秩序の維持に重大な支障が生じ  
るおそれがあると認められたときは、信用秩序の  
維持のため必要と認められる業務を行うことを日  
本銀行に対して要請することができる。同条第二  
項、日本銀行は、前項の規定による大蔵大臣の要  
請があつたときは、信用秩序の維持のために必要  
と認められる業務を行つthingができる。まるつき  
と受け身いやないですか、これじゃ。



連の金融不祥事に名前が出てこなかつたことがなかつた。

中坊社長は、この住友銀行には一九九〇年十月に東京地検の特捜部が摘発した同行青葉台支店をめぐる不正融資事件に関係して、住友銀行が地銀生保住宅ローンに株の仕手戦資金の融資を紹介した。裏の世界ですね。あちこちに大きな看板を掲げている、僕も口座を持っているけれども。それで、この融資案件六十件、同行紹介の四百億について賠償を求める、中坊社長はこういうことを言っているんです。もう債権回収業務は二人の本部長に委譲して御自分はこの損害賠償請求にかけなんだ。

この点、大蔵大臣、どう思われますか。

○國務大臣(松永光君) 御指摘の件は住管機構が旧住専の關係金融機関に対して、すなわち住友銀行に対しても民事上の損害賠償訴訟を提起するという方向で準備をしておられるということでありま

そういうことをお答えしていただくために伺つた  
んじやないんです。

結局、バブル崩壊から七年がたって不良債権処理を帳簿上のつじつま合わせだけで済ますとしたまま、問題を先送りにしてきた闇与者責任といふのは銀行の經營者は重いわけです。ところが、そうした銀行の經營の実態を見て見ないふりをしていた、検査や考查に手心を加えてきた、どうしてしよう、実際に逮捕者を出しているんじゃないですか。

そういう大蔵省と日銀の当局者たちの監督責任を問われる気はないのか。中坊社長が一生懸命になつて住専だとか銀行だとかの經營責任を問うてゐるけれども、大蔵省も日銀もやっぱり監督責任を問われるべきじゃないのか、これが私の質問なんですね。

○國務大臣(松永光君) 銀行の抱える不良債権等の処理について、なかなか本格的な処理がなされることはなかつたという点は御指摘のとおりであります。

紹介者としての責任があるかどうかの半面、これはまさに司法の場で判断されるものと思うのであります。専業機構も大蔵省と無関係ではありませんし、それからまた住友銀行は銀行法に基づいて監督關係が大蔵省にあるということでありますので、何ともこの場でコメントすることは差し控えさせてもらわなきゃいかぬな、すべてこれは司法の場で決着をつけてもらいたいと思いますが、一般論で申し上げますと、銀行の方に銀行法等の法令に抵触した行為があつたと、いうことが明らかになつた場合には法令に基づいて厳正な対処をしなきゃならぬ、こういうふうに思います。

○益田洋介君 中坊社長の一連の動きについて、あるいは考え方について日銀總裁はどういう御所見をお持ちですか。

ことを検査官が流しているわけでしょう。たかが新商品をアブルーブした。もともとそれは通常なこと、去勢担当にきよじさきう若手に出でて、どうが、みんな漏べいができるようにしたんだ、銀行が。それは日銀についても同じじゃないですか。

う手助けをしてきた。その人たちは司法の手で確かにこれから処断されるでしょう。しかし、そういう人間たちを管理、監督していた大蔵省のトップというのはどうなんですか。責任ないんですか。中坊社長に聞いたら、責任あると言いましたよ。しかし、何も処分しようとしない。簡単な処分です、みんな。そんなことじゃやっぱり世間は通りませんよ。そのことを聞いているんです。

○國務大臣(松永光君) 大蔵省の職員で、残念ながら銀行に対する検査に関する資料を、他に漏らしてはならないのを漏らしたという不祥事、あるいはその関連で接待を受けたという不祥事があることはまことに遺憾なことでありました。それを出した職員については検査当局が厳正に検査をして、そして起訴されたというのもあります。その者に対する監督者としての責任についても、その人の行為時における監督者について行政上の処分はいたしておりますところでござります。

○益田洋介君 みどり銀行の事件というのがまた発生しました。もうとどまるところを知らない不祥事の続発ですね、大蔵大臣。

今回の処理では、米田頭取は退陣するけれども、今のところほかの役員は残留する予定だと聞いております。私は、銀行の經營破綻というのには、経営者にももちろん責任がある、出資者も責任が問われる、これが破綻処理の原則だと思ってます。それをしなかつたわけですよ。兵庫銀行が倒産して、それを引き継いだみどり銀行が今度破綻をする。ちっとも改善されていないじゃないですか、これじゃ。違いますか。兵庫銀行の頭取が兵庫銀行をつぶさなかつたのは、これは阪神大震災の復興が理由だと言っているけれども、実際まったくでは、銀行局長だった吉田正輝さんが頭取だから温存したんだ、そういうことも言われていてる。

私は、この破綻処理にこじて一月に当委員会で検討して法制化した金融安定化法のうちの十七兆円の資金枠が使われると言われているけれども、みどり銀行の破綻に至る経緯、それから今後の再

○國務大臣(松永光君) みどり銀行が残念ながら債務超過という状態に陥ってしまったということは御指摘のとおりでありますと、大変残念なことがあります。

ただ、兵庫銀行の破綻、そしてみどり銀行を急速設立してそれに兵庫銀行の受け皿銀行としての機能を果たさせると、いう措置をとらざるを得なかつた経過については、委員も既に御承知だと思います。

すなわち、阪神・淡路大震災、平成七年一月に起つたわけでありますと、それから半年余の兵庫銀行の破綻でございまして、その当時はいわゆる金融三法がまだできていないときでありますから、その時点で兵庫銀行を破綻させますというと震災の被災者等が一千万しか払い出しが受けられない、そういう事態を起こしたらえらいことになる、社会不安が起つりかねない、あるいはまた復興のための金融もできなくなる、そういう特別事情から、地元経済界の要望等もありまして急速みどり銀行というのを地元の経済界や全国の金融関係者の出資を仰いで、その年の十月でございましたが、設立し、そして翌年の一月二十九日に兵庫銀行のすべての負債を含む営業譲渡を受けてスタートしたのがみどり銀行でございます。

したがいまして、普通の破綻銀行の受け皿銀行としての営業譲り受けではなくして、いわゆる不良債権まで引き取らざるを得なかつたという事情がありましたがために残念ながら目的を達成することができず、新たな処理をしなきゃならぬという事態になつたわけであります。

そうなつたことについて、みどり銀行の責任ある代表取締役等はそれぞれ新たな銀行に引き受けんことを決めた段階で、あるいはそれが済んだ段階で責任をとつておやめになるという意思の表明はあるようありますけれども、この場合には、先ほど申したような経過があつての破綻

ありますから、おのずからほかの銀行の破綻の場合とはその評価は異にすべきではなかろうか、こう思います。

しかし、みどり銀行を発足させた後の経営の中に不適切なものがあつたならば、それはそれとして責任は負わなきやならぬと、こういうふうに思っています。

○益田洋介君 このみどり銀行が発足したのは平成七年十月二十七日、今からわずか二年五ヶ月前。大蔵省も検査しなかつたですし、日銀も検査に入つてない。こういう特殊な事情で発足した銀行だつたら、三年に一回ぐらいなんて言つていなくて、もっと早目に検査と考査をするべきじゃなかつたんですか。この責任は問われますよ。大臣と日銀總裁、答えてください。責任があるんです。

○國務大臣(松永光君) まず、みどり銀行は破綻した兵庫銀行のすべての資産を引き取つたわけです。引き取る前に兵庫銀行について検査をし、処理策について日銀と協議をして、そして先ほど言つたような震災直後のことである、金融三法がまだ改正されていないときであつた……

○益田洋介君 何で検査しなかつたのかと聞いています。

○國務大臣(松永光君) 経過を申し上げておるわけであります。

すなわち、兵庫銀行に対する検査を平成七年八月にいたしております。その年の十月に新みどり銀行が設立をされた。そして、翌八年一月にみどり銀行は営業を開始したといふことであります。そこで、當業を開始して今日までまだ三年にも達していない新しいことでありますので、まだ検査をしていなかつたという経過だと聞いております。

○益田洋介君 時間がもつたないからもう答弁は結構ですけれども、これを検査しなかつた、検査しなかつた、新設されたみどり銀行。特殊な経緯がありながら、普通の銀行と同じように扱つていたらおかしいんですよ。次回、もう一回伺うことにします。

六月二十一日に大蔵大臣が期待している金融監督局が発足する。金融機関の監視責任というのは、金銭監督局に移ることになるわけですね。ところが、破綻の処理などの危機管理というのは、こういう機能は大蔵省に権限が残ることになります。今回みたいないまいな処理がなされるようでは、大蔵省にこの危機管理の権限を任せておいていいのかなという気が私はするんです。この点どう思いますか。

○國務大臣(松永光君) 今月二十二日に金融監督局がスタートした後は、大蔵省の方には金融企画局というのができます。これは企画をやる局なんですね。特に、金融危機管理あるいは破綻処理に関する企画を担当する局であります。一般的な企画も含めて金融に関する企画をするわけでありまして、監督、検査を含めた処理事務、これは金融監督局の方に移るということになります。陣容を充実されて立派な仕事がなされるものというふうに私は期待しております。

○益田洋介君 総裁、どうもありがとうございました。またよろしくお願ひいたします。

○委員長(石川弘君) 速水参考人は退室していましたので結構でございます。

○益田洋介君 それでは次に、一連の接待汚職事件で収賄罪に問われて逮捕された金融検査部管理課長補佐内閣内閣美被告の初公判が二十七日東京地裁で開かれ、そして初めて被告人の質問が行われました。

谷内被告は三和銀行と仕事をなどで関係した現職の大蔵官僚でつくる親睦会、お友達の会が九四年九月に三和の大蔵省担当の行員が準備した赤坂の料理屋で顔を合わせた。起訴状によると、この日の一人の飲食代は約三万五千円だった。お友達の会ですからにも大蔵官僚がいたんです。四人同席した。この名前を教えてください。

○政府委員(溝口善兵衛君) 申しわけございません。突然の質問でございまして、今調べまして御報告させていただきたいと思います。

○益田洋介君 わかりました。

同じく五月二十八日、今度は証券局の総務課長補佐であった榎原隆被告の初公判が東京地裁の百四号法廷で開かれている。言うまでもなく、榎原は、野村証券など四大証券と住友銀行から計三百四十余の接待を受けた。また住友が出てきたですね。大蔵大臣、毎回出てくるじゃないか。出でこなかつたことないですよ。大きな事件のほとんどで出でてきている。それはまた別の機会にいたします。

この収賄罪に関する初公判の意見陳述では、被告は接待の事実とそれが職務にかかわることであつたことを認定しているんです。ただし、この陳述で収賄罪が成立するはずですが、被告はあえて便宜を図つたことは全くなかつたと否認しています。ちょっと矛盾があるんですね。何にも見返りもないのに企業がこれだけ接待を繰り返すということは常識で考えられない、僕もビジネスの世界にいたことがあるけれども、ちょっと矛盾があるんですね。接待の事実、それは職務にかかわっていたと言ひながら、便宜は供与していないと。検察は冒頭陳述の中で、新商品の認可でも野村証券に対して有利な取り扱いをしたと、便宜供与の詳細を明らかにしている。被告のこの意識の問題ですね。接待の事実、それは職務にかかわつておらず、これが到底受け入れられないから、これが到底受け入れられないから、鐵は熱いうちに打てと言うぐらいいい。これをどう思いますか。大臣の問題じやないかも知れないけれども、今こういうことをはつきりするべきだと思います。どう思いますか。

国家公務員倫理法は今国会に提出されていな。これをどう思いますか。大臣の問題じやないことをせひもう一回考え方を直していこうと、真剣に見守っていただきたいと思っています。

○益田洋介君 私はモラルのことを申し上げたつもりなんです。まあ結構です。

私は、この一連の裁判を通して公務員の方それから我々国會議員も、公務員の倫理観、倫理問題というのをぜひもう一回考え方を直していこうと、真剣に見守っていただきたいと思っています。

国家公務員倫理法は今国会に提出されていな。これが到底受け入れられないから、鐵は熱いうちに打てと言うぐらいいい。これをどう思いますか。大臣の問題じやないかも知れないけれども、今こういうことをはつきりするべきだと思います。このなかにしておかなければ、鉄は熱いうちに打てと言うぐらいいですから、みんなの印象が鮮明なうちにこういう法律をつくるべきだと思います。どう思いますか。

○國務大臣(松永光君) 私は、今、政府の一員になつておるわけであります。今これは議員立法といふ話になつておるといふことでございまして、そのことについて私がここでこれ言うということは適切でないと思いますので……。

○益田洋介君 倫理法を制定すべきだとは思いませんか。

○國務大臣(松永光君) したがつて、今の公務員倫理法、あるいはまた政治家の倫理を守るために法律、これが出ていないことについてのコメントは差し控えさせていただきますが、私個人として何か意見を述べる、こうおっしゃるのであれば、やはり政治家の倫理、公務員の倫理は厳しく守ら

れるように、必要があれば法律はつくるべきだと、こう思っております。

○益田洋介君 四月二十七日に大蔵省の処分が発表されました。これは各調査、処分のものとなつたのは職員の自己申告でありました。ところが、この自己申告書は調査の後個々の職員に返却されていました。これは情報も検証できました。情報開示して。それが真偽も検証できました。情報開示して。そういうことを見越して、それを迷れる意図があつて、各職員に返却したとしか思えないんです。これはいかがですか。

○政府委員(溝口善兵衛君) 今回の内部調査につきましては、問題が実際にあった人もない人ももう一緒に、金融関連部局にいた者につきまして、全員記憶をとりまして、五年間について各人のメモを出させたわけです。

そのメモを一つの材料にしまして、金融服务監査官でありますとか服務管理官が個別に面談をして聞いたり、あるいは問題がある者につきましては金融機関に照会をしたりして、その結果、公務員として民間金融機関との間で行き過ぎた者がいるかどうかというのを調べ、行き過ぎた者につきましては国家公務員法上の処分を行い、国家公務員法上の処分でなくとも内規上注意をすべき、調査をすべき者についてはしたわけでございまして、調査の結果、国家公務員法上の処分とか内規による処分という結果でお示しをさせていただいているということをございます。

したがいまして、メモにつきましては、途中のプロセスの段階でございますからそういう処理をさせていただいた結果は、処分した人につきまして国会にも提出しておりますけれども、会食の回数でありますとかそういうものをきちっとお示しさせていただいたというふうに御理解をぜひ賜りたいと思うわけでございます。

○益田洋介君 終わります。

○志苦裕君 任期最後の質問をいたしますが、ひ

とつよろしく。

最後にしては余り景氣のいい話じゃありませんと、それなりに述べてくれますか。

けれども、不良債権の処理についてお伺いします。

法人税基本通達を出すという話ですが、何をどう

変えるのか、要点を簡潔に述べてくれますか。

○政府委員(乾文男君) ただいまお尋ねの件は、現業を行つております。その中身は、不良債権があ

ります場合に、債権者が債権放棄に係る一般的な取り扱いについて明確化を図ることとしているわ

けでございます。

その内容を申し上げますと、法人が債務者の合

理的な再建計画に基づきまして無利息、低利融資

や債権放棄等を行いました場合には、寄附金課税

の対象とはならず損金算入が認められるとい

うも、従来からの通達の中で無利息、低利融資については明文で書いてあつたんすけれども、債

権放棄につきましても同様の取り扱いをしていた

んですけど、その債権放棄についても通達の

条文上にあらわして明らかにすべきだということ

になりましたのでその内容を明確にするによ

りたところでございます。

それから、そのほか債権の対象となります相手

が、債務者が子会社等というふうに書いてあつた

んですけど、これも従来から子会社のほか取

引先であるとか役員を派遣しております先である

とか、それから資金を貸し付けている先が含まれ

ておったわけありますけれども、表現が子会社

等と書いてあつたので、債務者も含まれるようにな

りますから課税の範囲とかそういうものが変わることとはございません。

○志苦裕君 これによって課税範囲が変わります

か。

○政府委員(乾文男君) ただいまお答えいたしま

したように、これは従来からの取り扱いを、表現

を表に出した、通達上、子会社には債務者も入り

ますというふうに書いた、いわばそれだけでござ

いますから課税の範囲とかそういうものが変わ

ることとはございません。

○志苦裕君 そもそも基本通達というのはどうい

う性格のものですか。これの法的根拠を言ってみてください。

それから三番目に、合理的な再建計画かどうか

ができますけれども、その税法令の条文の範囲内で

なかなかわからないという声があつたわけでござります。

いまして、そうした中で、従来も合理的な再建計画の中で債権者が何人もいるわけでござります。

これは、先生御案内のように、現実の社会経済の事象というものは複雑多岐にわたるわけでござりますけれども、税法令が必ずしもそのすべてにつけて書き切ることはできないわけでございまして、そういう利害の対立する関係者間でできました再建計画というのは、これは恣意性の入つていません合理的なものと認められることから従来から損害金算入の対象にしていたんですけども、それと債権を放棄すべきだ、いやおたくこそっと放棄すべきだということであるわけでございまして、そういう利害の対立するわけでございます。

在、国税庁において法人税の基本通達の改正の作業を行つております。その中身は、不良債権があ

ります場合に、債権者が債権放棄に係る一般的な

策がござりますけれども、それを受けまして、現

在、国税庁において法人税の基本通達の改正の作業を行つております。その中身は、不良債権があ

ります場合に、債権者が債権放棄に係る一般的な

その趣旨を明確にするために国税庁長官が定めているわけでござります。

これは、先生御案内のように、現実の社会経済の事象というものは複雑多岐にわたるわけでござりますけれども、税法令が必ずしもそのすべてにつけて書き切ることはできないわけでございまして、そういう利害の対立するわけでございます。

おつしやつたとおりでございます。

○志苦裕君 大臣、ただいまの答弁は課税範囲が変わらない、すなわち課税要件に変更はないと言ふけれども、これは課税要件に変更が出ますよ。

う項目がありますけれども、債権を放棄するといふことはだれかがそれをもらうわけですから、寄附を受けたか何かの形になるでしょう。それを有

税にするか無税にするかという違いが出てくれば課税要件の変更じゃないですか。

○政府委員(乾文里君) 今の寄附との関連がまさにこの通達の趣旨でございまして、一般論といったしまして、債権者が債務者にその債権を放棄いたしました場合には、あるいは何らかの利益の供与をいたしました場合にはこれは寄附金ということになります。その場合には今御指摘の法人税法第三十七条によりましてそれが直ちに全額が損金算入にされるとは限らないわけでございます。

しかしながら、法人の益金、損金の計算につきましては、法人税法の二十二条で益金、損金の基本的な考え方を定めているわけでございますけれども、そこにおきまして公正妥当な企業会計原則によつてなされたものは法人税法上も益金、損金として扱いますということが書いてあるわけでございます。

しかしながら、通常の利益の供与は寄附金になるわけでござりますけれども、債権者、債務者がいまして、債務者が債務者に対しまして単に利益を供与するのはだめなのでございますけれども、先ほど申し上げましたような要件のものとに合理的な債権計画がつくられたという場合には、これは現在の企業会計上も、債権者である法人が与えました利益と申しますか、その債権放棄に見合う額は損金に算入されることになつてゐるわけでございまして、それを踏まえまして、この法人税法二十二条に基づきまして私どもの法人税通達での考え方を明確にしているわけでございます。

○志苦裕君 与党の金融再生トータルプラン推進協議会によると、無税償却をするために基本通達方を明確にしておるわけでござります。

○志苦裕君 変更と言うと租税法律主義にひつかる

の変更を求めることが書いてありますね。

それを受けたとしているとすれば課税要件の変更ですよ。私が言いたいのは、課税要件の変更是租税法律主義のもとでは立法府の機能であつて、政

策当局の機能じゃない、これは。

大臣、これは必要なら当然法令の改正に及ぶべきでしたよ。どうですか。

○国務大臣(松永光君) 委員仰せのとおり、課税要件の変更ということであれば私はこれは慎重に

考へないかぬ問題だと思いますが、今答弁もいたしておりますように、従来から債権の放棄につ

いて一定の要件のものに損金として認めるという取り扱いになつておつたと。ただ、どういう場合に損金として取り扱つてよろしいかという点に

ついて基本通達が必ずしも明確でなかつた、場合によつては現場の税務署長の判断によるなどとい

うことがあつたことにかんがみて、今回、損金と

して認めることができるその要件を明確にするた

めの通達を出すことになつたというふうに私は聞

っておりますし、そのように理解しております。

今的事務方の答弁も要約すれば私が今言つたよ

うなことではなかろうかと思うのであります。

○本吉裕君 三十七条に寄附金の損金不算入があ

ることであります。寄附金というのは損金に算入しない

よとこうことだつたのを今度は通達で損金に算入

するというんじゃないんですか。だから税金をか

けないというんじやないんですか。

○国務大臣(松永光君) 先ほど申し上げましたと

おり、課税の範囲を縮小するとか、そういうたこ

とではないのであります。五月二十八日に開か

れました政府・与党金融再生トータルプラン推進

協議会での協議の結果を中間取りまとめとしてま

かつてくるから明確化という言葉を使つていいだけなんです、それは。

じゃ、質問を変えましょう。

債権を放棄しますと、もらつたものはだれの所得になるんですか。

○政府委員(乾文里君) 先ほどからは債権者の税務処理だけをお答えしてまいりましたけれども、

債権者放棄しますと、もらつたものはだれの所

得になるんですか。

○政府委員(乾文里君) 先ほどからは債権者の税

務処理だけをお答えしてまいりましたけれども、

債権者放棄があります場合にその債務者ははどうなるかということかと思いますけれども、

債務者につきましては利益の供与を受けたわけでござりますから供与ないしは贈与による利益とい

うことになります。これはそのままではその法

人のいわゆる益金に入つてまいります。

ただ、そういう債権放棄を受けるような債務者

である法人は、通常は欠損が要するにいわば累積

でありますから供与ないしは贈与による利益とい

うことになります。これはゼロになるわ

けでござりますから、将来利益が生じるというの

がちょっとわからないわけでござりますけれども、

債権者、債務者一人しかいないとき、そこで

債権債務関係は消滅してしまいますから、ちょっと

いなさいよ。

○政府委員(乾文里君) 赤字がたまつております

て、赤字の額が非常に大きいのですから、通常

の場合はその債権放棄による利益が益金に入つ

てきたといたしましても新たなる課税は起こらな

い、いわばそういう場合にいわゆる債権放棄が行

われるのが通常である、そういうことでございま

す。

○志苦裕君 もつとわかりやすい言葉で簡単に言

うとこうことだつたのを今度は通達で損金に算入するといふことになつたというふうに私は聞いておりますし、そのように理解しております。

今的事務方の答弁も要約すれば私が今言つたようなことではなかろうかと思うのであります。

○本吉裕君 三十七条に寄附金の損金不算入があるでしよう。寄附金というのは損金に算入しないよとこうことだつたのを今度は通達で損金に算入するといふんじゃないんですか。だから税金をかけないというんじやないんですか。

○国務大臣(松永光君) 先ほど申し上げましたとおり、課税の範囲を縮小するとか、そういうたことではないのであります。五月二十八日に開かれました政府・与党金融再生トータルプラン推進協議会での協議の結果を中間取りまとめとしてまして決められておるわけであります。あくまでも

明確化でございます。

○志苦裕君 変更と言うと租税法律主義にひつかるところが、抵当権を実行しても幾らにもならぬと、はつきり言えど。あるいはまた先順位があるかもしれませんし、そういうこと等を考えます

と、債権とともに抵当権を放棄したとしても、実

質上の利益が果たして債務者に行くのだろうかと。仮に行つたとしても、その債務者は多額の赤字を抱えているという場合には課税の問題は実質上は起こらぬだろう、そういうことではなかろうかと、こう思います。

○志苦裕君 何か大臣の方が事務方よりはわかる

かってくるから明確化という言葉を使つていいだけなんです、それは。

じゃ、質問を変えましょう。

債権を放棄しますと、もらつたものはだれの所

得になるんですか。

○政府委員(乾文里君) 債権者と債務者がおるわ

けでございまして、例えば百の債権を持つてい

て、それを放棄した場合にはそれがゼロになるわ

けでござりますから、将来利益が生じるというの

がちょっとわからないわけでござりますけれども、

債権者、債務者一人しかいないとき、そこで

債権債務関係は消滅してしまいますから、ちょっと

いなさいよ。

○政府委員(乾文里君) 債権者……

○国務大臣(松永光君) 国税庁の職員よりも私の

方が、弁護士として仕事をしたりしているもので

すから、一般庶民の立場で考えたりするもので

から……。

この債権の放棄、そうすると債権がなくなると

いうことであります。放棄してもらつたといふこと

ことで債務がなくなつたといふだけのことであり

ますから新たに利益が生ずるということはちよつと考えられないですね、物をやりとりするんじや

ございませんから。そういうふうに御理解願えればと思うんです。

○志苦裕君 私は、課税範囲の変更があると思

う。課税範囲の変更があるから不良債権の処理に

役立つのであって、同じものであれば何も新しい通達も要らなければ不良債権の処理にならない。それは、私はそのときはもういませんから、残つてある人に任せておきます。

いざれにしても、これは本来であればやつぱり基本通達というものは行政の統一性を図るために職務命令として出されるものであります。それは原則として国民の権利義務には影響を及ぼさないというのが判例になつていて、それによれば、これは法令の変更でこの扱いはすべきものであつて、いわば基本通達、解釈通達でるべきものじやない。

通達にも基本通達あり、解釈通達あり、依命通達あり、個別通達ありますが、基本通達といふのは基本的には有権解釈を示すという内容になつているでしよう。有権解釈を示して取り扱いの統一化を図るのですが、必ずこれは課税範囲の変更が出来ます。それは十分その辺は手抜かりがないよう、立法府と行政当局、政策当局の違いは違いますから、これは大臣に強く要望しておきましょう。

何か新聞記事によると、法人税法三十七条の寄附にかかる通達の変更が出されるという内容になつていますが、私はてっきりそいつでその関連でいろんなものを見込んできたんです。どうじやないと言われば何のために出すのかわからぬのですね。

仮にこれで税の徴収が軽減されるとすれば、これは一種の租税特別措置になりますね。

○国務大臣(松永光君) こういうことなんです。

これは私が一人の責任で言うのはどうかと思いまが、トータルプラン推進協議会に出席してますが、おつた者として申し上げるわけであります。すると、債権放棄した場合に、どういう条件の場合に損金として認めてもらえるかということが不明確のままだといふと債権放棄といふことが行われない。債権放棄を行わないというと、実はバランスシートから落ちないんですね。それを促進するという意味もあって、実際上これは損金として

認めるのが妥当だという場合には基本通達でその要件を明確にして、今までの取り扱いを変更するものじやありませんけれども、明確にすることによってその本格処理が進む、それによつてバランスシートから落ちる、こういったことを促進しようという考え方のもとにやつておるわけあります。

もちろん、今日のような厳しい社会情勢ではありますから、今、志苦先生のおつしやつたような銀行等にいささかでも利益を与えるようなことは絶対に我々はするつもりはありませんし、そういう意味で実質上の変更を伴うような場合には、それは租税法定主義の原則に基づいて法律で対応すべきものだと、うふうに考えております。

○志苦裕君 私の情報が間違つていれば謝りますが、私が得た情報ではやつぱりトータルプラン協議会でもこれは租税法定主義にかかわらないかと

いう議論があつて、大蔵当局がいや差し支えないという話であったのでそのようなまとめて落ちついたという情報もあつたので、それできょうただしているわけですが、何かちょっとわかりにくいから次に行きましょう。

○国務大臣(松永光君) 前にも申し上げましたように、新たな財政措置は講じないということと矛盾することになりますので、その辺の矛盾が起きないようには強く要望しております。それはいいですね。

○志苦裕君 最後にいたしますが、法案とは直接関係ないんですが、私はもう在任中発言の機会も

しまして障害が残つて要介護の人間になりまし

た。そこで健康なときには気がつかなかつたこ

と、政治家としてはまことにつかなかつたこ

と介護の者には住居の内部改造だとかあるいは周辺のバリアフリーなどに相当の出費がかさみます。また、車いすなどの介護用品や補装具などの出費もかさむ。幸い医療費や介護費用の控除制度があるので幾らか救われますけれども、このあたりがたはづの制度も案外認定基準が融通がきかないといりますか、厳しいところがあるんですね。

ちょっと例を一、二出しましよう。この際、障害者を代表して陳情しておきます。

例えば、車いすやステッキはこれは日常の生活用品だから医療費や介護費用の控除対象にならないというのが御説明なんです。なるほど車いすは

生活の便利のために乗つているんですけど、これが医療や介護の費用ではないということになりますと、これはちょっと話は変わつてきますね。

もつと大きな不合理を申し上げますと、私はたまたま倒れたときに保険部屋が満員だったので差額ベッドがある部屋を選びました、それ以外に方法がなかつたから。いわゆる個室ですね。個室は急性期の患者やプライバシーに最適なのが、長くなると経済的にも参りますね。私は慢性期に入つたので一年近い療養と治療を余儀なくされました。

経費の内訳を見ますと、総費用の六割がヘルパーでした。看護婦は四六時中ついていませんから、ベルを押せば来ますが、そこは添付ヘルパーと違うところです。六割がヘルパーとして、約三割が病院の部屋代、高い高いと言われる医療費は一割弱でした。一千円で例えれば、六百万円が付き添い、三百六十円は部屋代、八十何万円が俗に言う医療費です。何のことはない、病院に下宿しているようなものでしたね。

個室はスイートルームでぜいたくだから医療費に入らないという御説なんだけれども、好きこのんではありませんが、私はもう在任中発言の機会も

んの方は医療保険の対象になつてゐるものと原則的に医療費控除の対象にしていると思いますが、かかるべきでないかなといふにつくづくと思いましたが、恐らくこのように考えている病人や障害者は多いと思います。

これはもう少し皆さんの方で厚生省とも、皆さんは医療保険の対象になつてゐるものと原則的に改善の検討をしてもらいたい。

大臣、どうでしようか。ひとつ答弁願えますか。これはやめていく人間への大臣のはなむけだと思つて答弁してください。

○国務大臣(松永光君) 要介護老人を抱える家庭などの税負担の軽減の問題あるいはまた特別障害者の控除の問題、そういう特別な人的控除、これを充実することによって措置をしているということになりますが、これからもそういう面について十分意を用いて制度的な措置も含めて検討していくかなきやならぬ課題だろう、こう思つております。

○志苦裕君 ありがとうございます。

○三重野栄子君 社会民主党の三重野栄子でございます。あと残りの時間を質問させていただきます。

まず、郵政省に二点ほど伺います。時間を間違えまして大変お待たせいたしましたけれども、よろしくお願ひいたします。

A B S の問題について二点でござります。

四月二十四日の総合経済対策で、郵貯・簡保資金による資産担保証券を平成十一年度に向けて検討することが打ち出されました。しかし、担保不動産の実態を踏まえますと、ジャンク債券的なA B Sも相当發行されることが予想されます。郵貯・簡保は国民の貴重な財産でありまして、今までの安全、確実、有利という本来の運用条件にかんがみますと、A B S購入に際しては相当慎重な分析検討が必要であるというふうに考えるのですが、このA B S購入に対する郵政省

の検討状況についてお尋ねしたいと思います。

○説明員(篠田政利君) 御説明させていただきま

すに、四月二十四日の総合経済対策の中で、郵貯・簡保資金による資産担保証券への運用につきまして平成十一年度に向けて検討するというふうにされています。

ただいま委員の方からお話をございましたように、これを受けまして郵政省として検討を行つていくわけでございますけれども、ABS市場が整備されますが、まだいま御審議いただいております特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律が施行されます九月一日以降ということになります。こうした市場の動向も当然踏まえて検討をする必要がありますがございまして、委員から御指摘がございましたように、もとより郵貯・簡保資金というのは預金者、加入者からお預かりした大切な資金でございますので、預金者、加入者の利益の確保、そして資金運用を健全に行うことによりまして事業の健全経営の確保を図る、そういう観点から慎重に検討していかなければならぬ課題だといふふうに思つております。

具体的にどのようなABsを購入するかということにつきましては、現時点ではまだ確定的なことを御説明できる段階にはなっておりません。

○三重野栄子君 今少しお答えいただいた中にもござりますけれども、同じように総合経済対策では、不動産賃料等の情報公開を促進し、担保不動産の適正評価手続による投資指標の整備がSPCを活用した担保不動産の流動化のキーポイントとして指摘されております。前回、銀行局長にも私は同様の御趣旨を答弁していただきました。

ところで、簡保・郵貯資金の運用の対象として資産担保証券、いわゆるABSを検討するに当たりまして、投資するべきかどうかという判断のもととなる情報が広く公開され、あるいは市場が整備されることが必要だというふうに思うわけでございますけれども、今度は郵政省は投資家の立場

にお立ちでござりますから、そういうところからどういうふうにお考えになつてあるのか、お考えを伺います。

○説明員(篠田政利君) 実際にどのような資産担

保証券が出てくるのかということは今からなかなか予測が難しいのでございますけれども、資産担保証券の裏づけとなります資産の健全性というものを実際に資産運用を行う場合には十分に検討しましていかなければならぬというふうに考えております。

そのような観点から申し上げますと、具体的にはABSの裏づけとなつてある資産に関するディスクロージャーが十分図られていること、資産運用を行います投資家に対する十分な保護措置が図られていること、こうしたことがとても重要なこ

とではないかというふうに考えております。

また、あわせて、今回のSPC法の施行によりまして公正な市場の枠組みが整備されまして、そ

れによりまして多様なABSが発行され、厚みを持った透明で健全なABS市場が拡大していく、そういう市場が形成されるということを私ども資

金運用を行います立場から申し上げますと大いに期待しているところでございます。

○三重野栄子君 質問を申し上げたいのは二点でござりますけれども、御存じのように、最近、連

日、簡易保険の生存保険つき養老保険、いわゆるニユーナイスプランがいろいろと言われております。これは、不動産賃料等の情報公開を促進し、担保不動

産の適正評価手続による投資指標の整備がSPCを活用した担保不動産の流動化のキーポイントとして指摘されております。前回、銀行局長にも私は同様の御趣旨を答弁していただきました。

ところで、簡保・郵貯資金の運用の対象として資産担保証券、いわゆるABSを検討するに當たりまして、投資するべきかどうかという判断のもととなる情報が広く公開され、あるいは市場が整備されることが必要だというふうに思うでございますけれども、今度は郵政省は投資家の立場

ところでも整理回収銀行は不良債権の証券化のためにケイマン島に設立した海外SPCを利用し

た実績があるのでしょうか。そこには預金保険機構の保証がつけられているとの報道もあるわけ

です。精査中ではございますが、ざっと申し上げま

Cの設立が可能となれば、整理回収銀行は今後国

内のSPCを利用されるのかどうか、その二点についてお尋ねをいたします。

○政府委員(山口公生君) 三重野先生のお尋ねは、二点ございまして、一点目は海外でABSを

整理回収銀行が発行したかということでございま

すが、それは実際ございません。

○政府委員(山口公生君) 三重野先生のお尋ねは、二点ございまして、一点目は海外でABSを

整理回収銀行が発行したかということでございま

すが、それは実際ございません。

それから、国内でこれからどうかというお話でござりますが、SPCをつくってABSを発行す

る目的が、証券化して資金繰りをつける、資金を

証券の形で回収するといいますか集めるというの

が目的でございます。整理回収銀行が今やつてお

りますのはそれこそ専ら債権の回収でありま

す。そのため資金繰りは日本銀行なり民間の金

融機関からかなり安いコストでの資金を調達して

おりますから、今の時点で直ちにABSを出して

まで資金繰りをつけなきゃいけないかといふとそ

の事情はないようですがございまして、そのための資金繰りは日本銀行なり民間の金融機関からかなり安いコストでの資金を調達して

過額等により決まるのだから現状は未定だということが記入してございました。しかし、少なくともこれぐらいはというお見通し等があれば伺いたいと思います。

○政府委員(山口公生君) 御報告申し上げます。

本年三月末の預金保険機構の責任準備金の額は、精査中ではございますが、ざっと申し上げま

すと、二つ勘定があります。一般勘定、これが

千四百億円の責任準備金がございます。これはプラ

スでございます。一方、特例業務勘定、これが

欠損金でございまして一千四百億円マイナス、こ

ういう状況でございます。

それで、特例業務勘定の本年三月末における借入金は合計五千五百四十四億円で、日本銀行から

四千三百十億円、民間金融機関から一千二百三十四億円でございまして、金利は平均で〇・八二%でござります。

これは、結果としてそういう数字になつておりますのは、保険料が入つてきますけれども、それ以上に破綻処理でお金が出ていくといふと、いうあらわれでござります。それから、四月以降現在までに破綻処理のための金銭贈与として既に三千五百十一億円の支出をいたしました。

今後のことですが、今、先生がおつしやいましたように、確かに確定的なことはまだわかりませんが、少なくとも公表されております債務超過額というものをずっと足していくと

一・七兆円を超えていくという状況でございま

す。これは、例えば一番大きいのはもちろん北海道拓殖銀行とかそういうものでござります。そ

ういうのは隨時処理をしてまいる所存でございま

す。

○三重野栄子君 時間がございませんから、先ほ

どの民間金融機関の固有の銀行名とか、それからそれに係る金利というものがございましたら、後ほどで結構ですから、数字をいただけますでしょうか。

○政府委員(山口公生君) これは個別金融機関と

競争入札でやつておりますので、そこはちょっと

統きました。今まで四月以後の破綻処理に伴う支出額と今後の要処理見込み額は、いただき

ました資料に書いてあつたんすけれども、破綻処理に伴う支出額は各破綻機関の最終的な債務超

個別取引ということで差し控えさせていただけたらと思います。

○三重野栄子君 今のところはわかりました。また機会がありましらお尋ねすることがあるうかと思います。

次は、このような預金保険機構の財政状況につ

きまして、いよいよ三十兆円の公的資金のうち十

七兆円の預金者保護のための資金が使われるので

はないかという指摘がございます。

預金保険機構は、預金者保護のための七兆円の交付国債について、第一は勘定の健全性を確保し、業務を円滑に実施するため必要であると認め

るとき、それから特別資金援助等の業務終了の日

において勘定に累積欠損があるときに使用するこ

とができるとございます。また、十兆円を限度に

日銀等からの借り入れなどに政府の保証がされ、

特別資金援助、特別資産買い取りなど特例業務を

行うため必要があると認めるときは政府保証つきの借り入れが行われるということは先日も伺った

ところです。このとき銀行局長は、ど

ちらの資金をどのように使うのかという私の質問に対しまして、法律に詳しく書いてあると、七兆

円は補てんで十兆円は資産買い取りの場合の資金

繰りとの説明をいただきました。

今後、この預金保険の責任準備金が枯渇した場合に、どちらの資金で対処されるのだろうかといふことを伺います。よろしくお願ひします。

○政府委員(山口公生君) 確かに先生御指摘のとおり、責任準備金が足りなくなつたときに何らかの資金的手段でしなければ預金者の保護は困難ないわけでございまして、そういう意味では、各年度年度で考えまして、その年度に入つてくる保険料がござります。その保険料で賄えない支出といふものがあつた場合には、それが最終的に出ていくという形のものであります場合には七兆円の国債の一部償還、つまり現金化でもつて充てるとのことにならうかと思います。

さらに、借り入れの方は、資産の買い取り等は、ロスが出るかどうかはわかりませんが、大量

の資金が要りますので、そのためには日本銀行や民間金融機関からの借り入れと、およそそういう形で運営されるようでございます。

もちろん、国債を償還して支出した後も、後で保険料は毎年入ってきます。そのときに支出がほとんどないというとなると、今度はそちらの方の返却に充てられるということになつております。

○三重野栄子君 今伺いますように、大変苦しい中で出てくるかと思いますけれども、このような預金保険機構の財政状況を考えますと、先日伺いました金融債についても保険料を求めたいかが

だらうかというのが私の意見でございます。

金融機関の情報開示が不十分な現時点におきま

して預金等の全額保護は不可欠であると考えます

けれども、少なくとも現在の特別期間中、法の運

用で保護される金融債などの商品についても相応

の保険料の負担を求め、わずかでも預金保険の財

政を助けるとともに、他の金融商品との均衡を図

るべきであると思いますけれども、前回、銀行局

長にお尋ねしましたけれども、大蔵大臣、その点

出るとともに、破産や更生手続に属する行為につ

きまして顧客を代理できることとしたところが適当ではないわけでございます。

このため、投資者保護基金が顧客の債権を届け

出すとともに、破産や更生手続に属する行為につ

きまして顧客を代理できることとしたところが適当ではなく、また投資者保護の観点からも

べきであると思いますけれども、前回、銀行局

長にお尋ねしましたけれども、大蔵大臣、その点

出るとともに、破産や更生手続に属する行為につ

きまして顧客を代理できることとしたところが適当ではないわけでございます。

このため、投資者保護基金が顧客の債権を届け

出すとともに、破産や更生手続に属する行為につ

きまして顧客を代理できることとしたところが適當ではないわけでございます。

このため、投資者保護基金が顧客の債権を届け

出すとともに、破産や更生手続に属する行為につ

きまして顧客を代理できることとしたところが適當ではないわけでございます。

このため、投資者保護基金が顧客の債権を届け

出すとともに、破産や更生手続に属する行為につ

きまして顧客を代理できることとしたところが適當ではないわけでございます。

このため、投資者保護基金が顧客の債権を届け

出すとともに、破産や更生手続に属する行為につ

らかになったのは御承知のとおりでございます。平成八年につくられた金融機関の更生手続の特例法は、その後の金融機関破綻に際しまして適用がないまま今回の一括法で証券会社にも適用できるようになる改正が提案されております。この改正で破綻処理法制の整備は十分であるかどうかといふ点でございます。

○政府委員(山本晃君) お答えいたします。

証券会社の破産・更生手続が開始された場合、債権の届け出あるいは届け出債権に係る異議の提出、債権者集会における議決権行使、その他倒産手続に属する行為を多数の一般投資家に行つてい

ただくというのは事務的、時間的コストの観点から効率的ではなく、また投資者保護の観点からも適当ではないわけでございます。

このため、投資者保護基金が顧客の債権を届け出るとともに、破産や更生手続に属する行為につ

きまして顧客を代理できることとしたところが適當ではないわけでございます。

○三重野栄子君 最後に、大臣にお願いしたいの

でございますが、ちまたの声をまた一つ御紹介さ

せていただきたいと思います。これは静岡県の三

十二歳の女性です。

私の投資において昨年は最悪の年でした。山

一証券の転換社債(CB)を保有していたからで

ございます。この特例によりまして、証券会社が破

綻した場合の倒産手続といふものが円滑に進み、顧客の債権回収も迅速化するなど投資者保護に資

するものであり、投資者保護基金による補償制度と相まって証券会社の破綻処理制度は整備される

ものというふうに考えていいところでございま

す。

○三重野栄子君 証券分野の問題ですが、また証券局長にお願いいたします。

○政府委員(山口公生君) 三重野先生から先日も御指摘を賜ったところでございますが、預金保険制度の本則で対象としております付保対象金融商品の範囲をどうするかということのかかわりでございまして、その点につまでは引き続き検討をさせていただきたいというふうに思つていい次第でございます。

○三重野栄子君 じゃ、今度は金融機関の破綻処理について大蔵大臣に伺います。

先日明らかになりました山一証券の社内報告書では、先ほども何度も何度もこの点は出でておるわ

けですけれども、会社更生法の適用を模索した井

定方法について申し上げますと、今回御審議いた

だいでいる法案において、特定の証券会社に対する差別的な取り扱いをしないものであることということが求められておりまして、決して奉加帳云々ということではないわけでございます。いずれにいたしましても、その具体的な内容については現在、証券界の中におきまして検討が開始されています。

私どもいたしましても、今後、投資者保護基

金の設立準備過程におきまして各証券会社の意見

を内外を問わず十分に酌み取りまして、早期に具

体案が取りまとめられることを期待しているところでございます。

○政府委員(山本晃君) お答えいたします。

証券会社の破産・更生手続が開始された場合、

債権の届け出あるいは届け出債権に係る異議の提

出、債権者集会における議決権行使、その他倒産

手続に属する行為を多数の一般投資家に行つてい

ただくというのは事務的、時間的コストの観点から

効率的ではなく、また投資者保護の観点からも

適当ではないわけでございます。

このため、投資者保護基金が顧客の債権を届け

出るとともに、破産や更生手続に属する行為につ

きまして顧客を代理できることとしたところが適當ではないわけでございます。

です。それから数日、C.B.は売り気配のまま、やつと売れたときには買ったときの半額になつてしました。そして、その数日後、山一証券は自主廃業したのでした。

私は今まで投資で大きく儲けもしませんでしたが、一度も損をしたことになかったので本当にショックでした。今年になつて「山一C.B.全額償還」の報道を見たときはさらにショックでした。

「う」といふことをいいます。

ここでは二十一世紀に向けて金融システムを変えよう、そして頑張っていこうという状況なのに、ちまたでは大変こういう問題について不満と心配が渦を巻いておりますので、しつかりこれらの対策を大臣にお願いしたいと思います。

○国務大臣(松永光君) 何といいましょうか、私は証券投資、そういうことをしたこともないものですから実感はないわけでありますけれども、問題はどこにあるかということ、要するに元本保証任をきちつと販売者側に果たしてもらつて、そして消費者に迷惑をかけないようにするということが大事なことじやなかろうか。それをした上での自己責任原則というものが適用されるのじやなかろうかというふうに思います。

○三重野栄子君 ありがとうございます。

○笠井亮君 日本共産党の笠井亮です。

膨大な内容を持つ金融システム四法案ということがありまして、ただすべき点は私は山ほどあるというふうに思つております。そういう意味では審議はまだ入り口に入つたところかなという気持ちでありますけれども、私自身もあと数時間分の質問の準備をいろいろやつてあるところであります。国会としても国民に本当に責任を持つて審議をやる上ではさらに多面的、多角的な議論が必要かなというふうに思つております。そういう意味で、きょうは国民あるいは消費者

にとつて大事な問題、保護の観点で伺いたいと

思つてます。

そこで、幾つか伺つていきたいんですけど

も、今回の一連の改正の中で銀行法の改正がありますが、それによってディスクロージャーも強化

をする、そして説明義務もきちっとやるというこ

となので、今まさにありましたけれども、あとは個々の自己責任という原則を適用していくんだと

いうことがこの議論の中で繰り返し強調されてきました

ことだと思うんです。

ディスクロージャーや説明責任というのは私は当然の最低条件であるといふうに思つてますけれども、しかしBIGBANによつてますます複雑化する金融商品というのがどんどん出てくるといふうになりますと、それを供給する側とそれを購入する消費者の側とではもともと格段に情報や知識の点で格差があるし、非対称性といいますか、そういう点ではこれを完全に取り除くといふのは本来是不可能と言つていい問題なんぢやないかと。そこが出発点でありながらどうするかといふうに言われたのかなと思うんです。

そこで、私は今ここに、ある都銀の、これは外貨定期預金の確認書というのを持ってきたんですけれども、こう書いてあります。一枚の紙ですべては本來不可能と言つていい問題なんぢやないかと。それが今までどうするかといふことなどなのがなと思うんですけれども、大臣、そ

ういう認識についてはそれによろしいですね。

○国務大臣(松永光君) 先ほども申し上げましたように、消費者に供給するといいますか販売するといいますが、その金融商品の基本的な特色はきっとと説明する責任がある、義務があるというふうに思ひます。そして、消費者の側は納得いくまで話を開くことでしょう。そして、堅実な生き方をしようとするならば元本保証の方が安全ですね。より高い収益を得ようとすれば、それはハイリスク・ハイリターンという原則でよく言われますように、リスクも大きいですよ。それを総合的に判断した上で消費者はどういう金融商品を買おうかということを決めるんだろうといふうに思ひます。消費者個人個人がきちつと判断して、どういう金融商品に自分の資金を投入するかとい

のを決めただくとなるんだろうと

思います。

やっぱり一番基本的なことは説明責任と、誠実にわかりやすくちゃんとやるということが一番大事なことではないかといふうに思います。

○委員長(石川弘君) この際、委員の異動につい

て御報告いたします。

本日、峰崎直樹君及び保坂三蔵君が委員を辞任され、その補欠として角田義一君及び中原爽君が選任されました。

○笠井亮君 まさに非対称性といいますか、格差があるからこそ大臣は今そういうことで大事なんだといふうに言われたのかなと思うんです。

そこで、私は今ここに、ある都銀の、これは外貨定期預金の確認書というのを持ってきたんですけれども、こう書いてあります。一枚の紙ですべては本來不可能と言つていい問題なんぢやないかと。それが今までどうするかといふことなどなのがなと思うんですけれども、大臣、そ

ういう認識についてはそれによろしいですね。

○国務大臣(松永光君) 先ほども申し上げましたように、消費者に供給するといいますか販売するといいますが、その金融商品の基本的な特色はきっとと説明する責任がある、義務があるというふうに思ひます。そして、消費者の側は納得いくまで話を開くことでしょう。そして、堅実な生き方をしようとするならば元本保証の方が安全ですね。より高い収益を得ようとすれば、それはハイリスク・ハイリターンという原則でよく言われますように、リスクも大きいですよ。それを総合的に判断した上で消費者はどういう金融商品を買おうかということを決めるんだろうといふうに思ひます。消費者個人個人がきちつと判断して、どう

いう金融商品に自分の資金を投入するかといふうに思ひます。

○笠井亮君 実際どうなるかという問題で、銀行は通り一遍の説明を行つて法律どおり説明義務を果たしたという口実でリスクの高い商品を売り込んで、その結果生じた消費者の損失に関してはこれが自分自己責任だということが盾にとられて、売った側の責任を逃れるといったことがこれまで以上にこの新しい仕組みのもとでまかり通る危険性があるといふうに私は思ひます。自己責任といつても、プロである売り手とあくまでアマタる買い手といふのがやつぱり質的には異なるといふことが、最初にもありました。前提にある中でのことだというふうに思ひます。

今、局長が言われた消費者を大事にするといふこと、実際に大事にする銀行が残つていくんだけれども、行政の側で考えますと、そういう状況と性格、それから実態、今後考えられることを踏まえまして、今後、

説明義務等が規定されたことによって行政の側としては消費者の自己責任を問うということを主に

前回も議論しました投資信託の問題でも、本体での窓版ということなどにしても、同様に銀行側とすれば裁判ということもトラブルになればあります。

では用意して判決をもらえば説明義務は果たしましたよと、あとは消費者の自己責任だということに實際上はなつていくんじやないかと思うんです。

けれども、そういう心配はないですか。

○政府委員(山口公生君) 今の御議論は制度の議論と、いうよりは実際に窓口でどういう対応をしていかるかということだらうと思ひます。それは、これか

らの窓口で評価をされると、いうふうにして解決していくしかないと思ひます。書類をとることが形式的過ぎるから書類をやめると、いうような性格のものでもない、理解できていないから言つてもし

う気がいたします。

○政府委員(山口公生君) 今御議論は制度の議論と、いうよりは実際に窓口でどういう対応をしていかるかということだらうと思ひます。それは、これか

らの窓口で評価をされると、いうふうにして解決していくしかないと思ひます。書類をとることが形式的過ぎるから書類をやめると、いうような性格のものでもない、理解できていないから言つてもし

う気がいたします。

やつていくのか、それとも消費者保護に重点を置いた行政というのをやつしていくのか、その点はどういうふうに考えていいたらいいんでしょうか。

○政府委員(山口公生君)　今回御審議賜つておりますこの法案の中では、ディスクロージャーにしろ説明義務にしろ、これはやはり新しい時代に向け

て消費者者といふものを大切に考えていく必要があるというのを重点に考えて規定を入れさせていたいたいわけでございます。しかし、一方で自己書任というのもより問われる時代だという認識もござります。

○笠井亮君 山口局長はこの間議論の中でこういふふうに考えております。

○印苦野半蔵 あります。限らずこの間議論の中でござります。

のリスクのある商品の取り扱いが可能となります」と、例えばそういうことで、その商品はある意味では元本保証がないわけですから、よく説明せませんと、お客様は銀行で売ったのだからこれは元本保証されているはずだと思い込むかもしれません。いうことで誤認を防止する必要がありますと、そういうことを具体的に省令で書いていきますが、具体的に省令で書いていくと、何といつまでにどんなことを書いて答弁をされていますが、書いていくと、どういうことかを書くということを今検討しているんでしょか。  
○政府委員(山口公生君) 施行日までにはこれは省令できちんとした規定をしたいと思っております。  
○笠井亮君 十二月一日ということになりますけれども、今までに法律を審議してこれができますよとしているというか、そういう流れがあるみたいで、されども、そういう中で、私は、これから具体的に何を書くかということで、十二月までで動かってやるというところでは実際には法律がもう動き出すわけですから、これは保証が何にもないと思うんです。  
私は、少なくとも預金保険の対象とならないということだと、それから元本割れの可能性が大きいことなどを書面できらんと消費者に伝えるべきです。

うことは明記すべからざるふうに思つんでしきれども、そういうことはおちつとやるんでしょうね。

○政府委員(山本昇君)　投資信託の話でござりますので私の方からお答えさせていただきます。

しているわけでございます。前回も若干お答えをされましたかと思いますけれども、アメリカの監督当局であるOCC等の四機関がこの非預金投資商品の販売についての統一のガイドラインというものを一九九四年一月に発出をしているわけでございます。この中には、当然のことながらこういった当該商品につきましては、日本で申せば預金保険機構によって保証されていないということ、あるい

はその元本の損失を含めた投資リスクを伴うという、そういうことを開示するように定めているわけでございます。

今後、この法案をお認めいただきましたならば、十二月一日の施行に向けていろいろと省令等も検討してまいるわけでございますけれども、当然のことながらこういったアメリカの例則といふものも参考にして省令というものを定めていくべきであります。そういう意味におきまして、今、笠井御指摘のような点については当然考慮すべき事項であるというふうに考えております。

○篠井亮君 今ちょううと投資信託の話が出まして、私のう新聞を見ておりましたら、ここにちょうどこういう新しい投資信託の広告が大きくなっておりました。

(委員長退席、理事樋崎泰昌君着席)

個別商品になりますので商品名はあれだけれども、「アイルランド籍／米ドル建て／オーブンエンド・契約型外国投資信託」ということで、「これは広告なんですね。」「好評にお応えして 第二弾」ということで、これはなかなかいいもののように書いてあるんですよ。

そこを見ますと、割と大きな字で、「インカム収入による「毎月分配」に約三年半後の米ドル建てベースでの「元本確保」をセット。さらにキャピ

タル収入による「元本の値上がり」を追求します。と。これを見ると非常にいいもので、これを買うと大変もうかるなどいえばおかしいですけれど

れども、入ってくるなという印象で、その最後に、ちょっと字が小さくなつて、「お申込みの際は、「田論見書」を一覧ください」と。

反対側の方には小さい字で、これはまだ大臣の届け出の効力が発生していないということと、証券投資信託法の規定は適用されない、損益についてはすべて投資者の皆様に帰属します。正式な記載内容については日論見書きをそらんください、納款をお渡ししますので読んでくださいというのが本当に小さな字で書いてあるということでありまして、こういうのは恐らくあふれ返つて出てくる

んじやないかと思うんです。  
そこで、ちょっと私は素朴に伺いたいんですけども、元本確保と元本保証、この元本確保というのはどういうことなんですか。  
○政府委員(山本晃君) 元本保証というのは文字どおり元本が保証されるということだと思いますが、元本確保というのは、今のはこれは外貨建てでござりますね、恐らく為替リスクのヘッジをすることによって外貨ベースでの元本が確保さる、そういう意味ではなかろうかというふうに申します。

○笠井亮君 私も多分そうだと思います。『半ドルベースでの「元本確保」をセット。』と「『元本確保』がかなりくつてきて、要するに

元本は確保されるんだと。普通は素人的に広告を見れば、これは元本は大丈夫なんだなという印象が非常にするわけです。

こういう商品がどんどん出てきて、これは証券会社で出している広告ですけれども、銀行でも楽らくこれから広告を出してやるようになると。こういう問題については説明義務との関係というのはどういうふうに、広告ですから詳しく述べて見ればちゃんと読みなさいというのは書いてありますけれども、これはどういうふうに考へてあるんですか?

○政府委員(山本晃君) 広告でござりますので、  
仮にそれが相当いいかげんなものであれば公取の  
か。

その法律に恐らく触れるということにならうかと思いますが、いずれにいたしましても投資家、つまり我々が投資をする場合には当然のことながら

貴重な自分の財産の一部をあるものに運用するということです。それで自己責任ということになるわけですが、商品の中身と並ぶものを自分なりによく探求して商品を選択していくところが、筆井先生のようにじっくり読まれる方は恐らく失敗はなさらないのではないかというふうに思います。

○等井亮君 そこは非常に難しいと思うんですね。いろんな消費者や投資者がいると思うんですけれども、やはりこの間金融被害がいろいろありました。高齢者の方あるいは年金生活をしながら投資マンションや変額保険で標的にされた方はたくさんいらっしゃるわけです。

そういう意味では金融知識が、私もこういう委員でいますから勉強しているということでいえども、しかし広告を見ればこれはいけるかなという感じになりますので、そこがやっぱり非常に難いところで、説明義務は果たした、あとは自己責任ですといふことで結果放任される、やりたい放題ですよといふことになつてはこれは本当に大変なことが起つちゃうということだと思うんですね。

そういう意味では、誤認が起こりやすいということと大蔵省もこの間繰り返し言われてきて、どうするかということは問題意識を持たれていると思うんですが、銀行法の今度の改正で説明義務を明示したわけですけれども、違反したときの刑事罰がないわけですねけれども、銀行への行政処分がほとんどやられていない現状のもとで、行政処分の規定だけで果たしてそういうことに対するきちつと対処できるのかどうかというのはどうい

ふうにお考えになりますか。

○政府委員(山口公生君) 説明 義務違反について罰則をかけるというのも一つの考え方としてはあると思います。ただ、罰則をかける場合には、相当その要件あるいはどういうケースかというのを限定しませんとなかなか実効性が上がらないことがあります。

現実の行政をやつておりますて一番実効性を上げられるとすれば、それはそういった行為を、あるいはそういった紛らわしいような行為をする場合において行政的な処分を打つと、それで一度とそういうことを起こさないようにするということがより現時点においては有効な手段であろうと思ふわけであります。

確かに過去行政命令の数は少のうございま  
た。しかし、ここ一二年は行政処分命令はたく  
さんの数を打ってきております。私どもの行政も  
どんどんそういう透明性を持った行政に変わつ  
てきておりますので、その辺については是々各  
非々、是正すべきは是正させるというような姿勢  
で取り組むということで御理解いただきたいと思  
います。

○笠井亮君 行政処分をきつちりやるということ  
と、それ自身は当然やらなきやいけないことだと  
思うんですけども、私はそれだけで十分なのかな  
といふことを問題提起させてもらいたいと思いま  
す。

アメリカでも最近不ーションズバンクの例がある  
りましたよね。銀行の顧客にハイリスクな投信があ  
ることでSECなどから摘発されたなどと  
法人としては相当厳しい罰金を、六百七十五万ドア  
ルでしたか、ぐらい払わされたということがある  
と思うんです。

うのもせひきちつと検討していくといふことや今

後の課題にのせていただきたいと思うんですけども、どうでしょうか。

○政府委員(山口公生君) 刑事罰については刑法という基本的な一般法がござりますので、銀行法に加えてそれをやるかどうかということは今後の検討課題にさせていただきたいと思いますけれど

も、今回説明義務をわざわざ載せさせていただいておりますのも、今後のやはり新しい時代に向けてのまず金融機関がその意識を強く持つてもらいたいということのためでございます。

○笠井亮君 私は、次に、残された時間で諸外国の消費者保護制度と比較しながら幾つか具体的に伺っておきたいと思うんです。

消費者保護の法制化についてはこの間も議論がありまして、私もそれを承知しておりますけれども、具体的に言えばアメリカやイギリスにあるノウ・ユア・カスタマー・ルールといいますか、お客様を知るべしというルール、あるいは適合性の原則ということがありますけれども、つまりこれらのことでは顧客の要求や財産状況をつかんで、その顧客に合った商品を勧めることが義務づけられているというふうに承知をしているんです。

ところが、我が国ではこれが十分徹底していないことがあるのではないかと。銀行法等にもこういうことを盛り込むべきではないかと思うんですけれども、そういう点についてはどういう検討

うわけあります。

金融機関の中で銀行等は今まで少なくとも預金だとかそういうものを扱つておりますので、

それほど適合性の原則というものが問題になつてはこなかつたわけでござりますけれども、今後はいろいろなワントップショットピング的な動きになりますと、それは頭に入れておくべき事柄だと思

いますけれども、今適合性の原則を厳しく入れて、それで縛つてしまつうことが適當かどうか、これは今後の検討課題にさせていただきます。

○政府委員(山口公生君) ちょっと誤解があると  
いわけまませんので補足させていただきますが、証取  
りも、実際にそういう点ではそういう問題が出て  
きたときにどうするかという問題に直面するわけ  
ですから、これから先の課題ということではなく  
く、やっぱりこれはこの法律との新しい仕組み  
とあわせてなければならない問題じゃないでしょ  
うか。

法上適合性の原則があると申し上げたことは、少なくとも銀行が扱う商品でも証券関連商品、これは証取法の適用がありますから、その限りにおいては適合性の原則はあるわけですね。

辺のクロスが難しいということをちょっと申し上

げたいと思います。

○笠井亮君 今言われたことがどうしたことなかというのは私も今考えてみているところですけれども、いずれにしましても今回こういう形での垣根をなくしながらいろんな形で新しい商品が出てくる。そして、どういう取引になってくるかも

複雑になつてくる中ですから、海外で実際にそういう形があるということも念頭に置きながら、日本としても頭に入れるとということをおっしゃいましたが、具体的にどうするのかということを検討をきちっとやつていただきたいというふうに思うわけであります。

○政府委員(山口公生君) コールドコーリング、不招請勧誘に対する規制というのがあると思うんです。電話勧誘とか銀行預金のために来た顧客に投信など別の商品を勧めることなどが基本的に禁止されているということだと思うんですけれども、我が国でもこういう規制というのを取り込むことはできないですか。

したがつて、今の業法の体系でも、あるいは取引法の体系の中でも必要なものの、例えばこういう勧説はあつてはならないというような規定はござつたのか、暗黙の依頼があるのかないのかとか、法律論としてはかなり興味が出てくる話ではありますけれども、実際の日々の取引を窓口でやつている人がそのことばかり気にしてといふことはないかといふふうに思ひます。

ざいますので、それは現時点において可能な限りの対応はさせていただいているというふうに思つております。

○笠井亮君 私、個別の問題を通じてこの保護を盛り込めないかということを伺つたのであれども、局長も大臣も、この間やつぱり横断的なそういう法制については、これは中長期的にどういう言葉もお使いになりながら真剣にとにかく検討していくということをおっしゃったわけです。

それで、横断的なものが必要だということは、今の法律の中で、証取法で部分的にカバーできる部分があるかもしれないけれども、それじゃ、結局今私が提起した問題もやはり必ずしもきちっとカバーし切れるのかどうか。そして、イギリスやアメリカなんかでやられていることも念頭に置きながら検討していくと言わわれているわけですから今ある中でやれるんだということでは必ずしもないわけで、まさに問題意識としては、大蔵省としでもそこをどういうふうに全体をカバーできるようものをやつしていくかは考えていかなきゃいけないとおっしゃつているわけですから、だからそこの中で私が申し上げたような問題もきちっと検討いただかなきゃいけないというふうに思うわけです。

最後に、一言だけ伺いたいんですか、そういう中で消費者保護の問題をめぐつて参考人質疑でもありますけれども、法の立案過程において余り意見が聞かれなかつたということがあつたと思うんですね。聞かれる機会がなかつたということで、聴取をされなかつたということがあつたと思うんですけれども、法作成過程にそういう点では問題もあつたのかなと思うんですが、とにかく今申し上げたことを含めて実際どうするかということとはたくさんある。そして検討して、早いものはすぐやらなきゃいけない問題もあるし、中長期にと言われる点もある

と。

今度、六月二十二日に新しく金融審議会ということで審議会を整理されてつくられますけれども、具体的な問題なんですが、そういう中で消費者保護問題というのはどういう位置づけを持つて提起されるのか、それから日弁連のように消費者についてきちっと聴取なり反映されるような努力をされるのかどうか、その点について最後に大臣に伺つておきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○国務大臣(松永光君) ザッと私は申し上げてきましたところであります。消費者といいますか顧客などですか、その保護というのは非常に大事なことだと思います。

それで、今の日本の法体系としては証券業法、あるいはまた銀行法、そういう業法によってある意味では縦割り的に消費者、顧客の保護をするという規定は相当程度整備されておるものと思うんです。委員の御指摘は包括的な保護法をつくれるという御意見だとと思うのですが、たゞいつた業法によつてあたそういう趣旨の答申があつたということも承知しておりますが、これは関係する省庁もあることとありますし、それから抜けがあつては困りますし、また法律というものは重複しておつても格好の悪いことでありますから、まあ格好は多少悪くて構わぬとは思うのでありますけれども、したがつてよく検討して、そして消費者保護というものが徹底するようにしていかにやならぬ問題だというふうに私は思います。

○星野朋市君 私は、きょうは前半に質問というよりも多少感慨を込めて申し上げたいと思っていました。

私は、ことしになつて機会あるごとに政府は金

融ビッグバンを進めるに当たつて大きな血を流す覚悟があるのかということをしばしば聞いたたまいました。大きな血というのは何かというと、企業では買収あり、合併あり、提携あり、破綻、それからわゆる山一のような廃業あり、それから個人ではいわゆる企業のリストラによる失業であるとか、それからヤクルトに代表されるような企業の損失、こういうような問題も付随して起つてくる。そういう中でまさに日興証券がトラベラーズと提携したというのはこれから起つてあるものがあるのではないかと、こう思つております。

それで、今の日本の法体系としては証券業法、銀行法、日興がトランザクションと結ぶとなるが興銀と結び、日興がトランザクションと残つた一角は当然のことと大和証券、それからその次は、準大手でいくと唯一黒字を計上した国際証券、これの帰趨というのがどうなるのか。その他はかなり難しいでしようね、今の状況で

いたら。

そういうような感慨が浮かんでもありますけれども、そういうことを総体的に見て、大蔵大臣、どういうお考えをお持ちか、御感想をお聞かせ願いたい。

○国務大臣(松永光君) 金融関連業界にも大きな波が打ち寄せてきたなど。実は、世界的な規制撤廃、自由競争の時代にもう世界が入つておるわけありますから、それに備えて日本の金融業界というのも、あるいは日本の金融システムといつた時代に入ってきたという感じを私は強く持つました。

そういう流れの中で、今、委員が御指摘になつたような日興証券とトランザクションとの提携ということが数日前大きく取り上げられたわけでありますけれども、これも立派な活動をしてくれるならば、日本の顧客も自分の資産を有利に運用できるというチャンスに恵まれるわけありますからそれはいいことはなからうか、こう思います。同時に、どうも外国の金融会社の方が力もありますし、ノウハウもたくさん持つていてありますし、ノウハウもたくさん持つていて、日本個人の金融資産が千二百兆円もあるということになりますが、そのお金はそのほとんどが日本の銀行等に預金されているのであります。しかし、日本の個人の金融資産が千二百兆円の側にある、したがつてお客様の信頼を獲得することができれば十分、そういう面の特色を

りますが、金融の分野については製造業に比べると少し改革をやる時期が遅くなつたのかなという感じを私は持つておるわけです。

しかし、物づくりよりも、金というのは足が生えていないわけありますから、しかも電子取引も、具体的な問題なんですが、そういう中で消費者保護問題というのはどういう位置づけを持つて保護問題について熱心に研究をしているところについてきちっと聴取なり反映されるような努力をされるのかどうか、その点について最後に大臣に伺つておきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

そこで審議会を整理されてつくられますけれども、消費者保護問題というのは非常に大事なことだと思いますが、消費者といいますか顧客などですか、その保護問題は非常に大事なことだと思います。

それで、今の日本の法体系としては証券業法、

銀行法、日興がトランザクションと結ぶとなるが興銀と結び、日興がトランザクションと残つた一角は当然のことと大和証券、それからその次は、準大手でいくと唯一黒字を計上した国際証券、これの帰趨というのがどうなるのか。その他はかなり難しいでしようね、今の状況で

いたら。

そういうような感慨が浮かんでもあります

けれども、そういうことを総体的に見て、大蔵大臣、どういうお考えをお持ちか、御感想をお聞かせ願いたい。

○国務大臣(松永光君) 金融関連業界にも大きな

波が打ち寄せてきたなど。実は、世界的な規制撤

廃、自由競争の時代にもう世界が入つておるわけ

ありますから、それに備えて日本の金融業界と

いうのも、あるいは日本の金融システムといつた

時代に入ってきたという感じがいたします。そのためには日本の金融

システムといつた時代に入ってきたという感じがいたしました。

そのためには日本の金融システムといつた

時代に入ってきたという感じがいたしました。

そのためには日本の金融システムといつた

時代に入ってきたという感じがいた

生かして、利点を生かして外資系の会社に対抗して活動を続けていくことができるのではなかろうかというふうに思います。

いずれにせよ、この金融・証券業界も本格的な厳しい競争の時代が来たと、その競争の中で国民の利益が確保されるような状態になることを私は望んでおるわけでございます。

○星野朋市君 今度の問題に関してもう一つ日本的な特徴があると私は思つてゐるんです。それはどうしたことかといふと、メーンバンクの存在であります。

日興証券側に言わせれば、メーンバンクの東京三井にこの問題については早くから相談をしておいたところが東京三井はこれに対する返事を相当の期間にわたって日興証券に与えていなかつた、日興証券はしづれを切らせて直接相手と交渉した。メーンバンクというのは何だといふところがあるんですね。

日本の銀行は、メーンバンクであるがゆえに親身に物事を相談する場合と、メーンバンクにあぐらをかいて、今度の場合だと東京三井銀行自身では三・五%しか株式を持つてないはずなんですね。かつて、日興は遠山一族のものでして、これが伸びていく最中に各銀行が競つてメーンバンクたんとした。そんなことはもうすっかり忘れているわけです。そして、メーンバンクであるがゆえにはつたらかしながら、こういうこともあります。だから、国際化とかなんとかいいながら、おまえたち本当に真剣に考へてゐるのかといふうなところがここにはかいま見られる。今になってメーンバンクに相談せずにやつたことだから融資に対して問題あり、こういうような態度に出るのでは、私に言わせればけしからぬ話だと、こう思つてゐるんです。これは個々の銀行の問題ですから、余りやり玉に上げてどうこう、私も経験があるのですから、メーンバンクというもののあり方といふのをもう少し変えていかないとだめだ、いかに国際化におくれてゐるかといふのは銀

行が一番おくれてゐるんですから、そう思います。

それで、これは証券局長にお聞きすべきだと思いますけれども、この一年ぐらいの間に日本の金融機関が証券会社その他を含めて外国との提携とか株式の持ち合いだとか、そういう例があつたら列挙していただきたい。

○政府委員(山本晃君) 若干順不同になるかも知れませんが、最近の例で申し上げますと、日本長期信用銀行とスイス銀行コーポレイションとの戦略的提携、こういうふうに言つておるようござりますけれども、このような業務提携で長銀証券と、たしか当時はSBCウォーバーク証券だったと思ひますが、それが合体をして合併の会社をつくるというような動き、これがたしか昨年の七月ぐらいにございまして、たしか本年六月一日からもう既に営業を開始しているというふうに承知をしております。

そのほかの話といたしましては、これは今回ある意味ではさらに大規模な提携になつたわけですが、本年の三月に日興証券がソロモン・スミス・バークー証券との共同出資によりまして投信ラップを提供するための新会社を設立したといふことが公表されております。

それと、和光証券という準大手証券がございまして、和光証券が未公開企業に対する株式公開あるいはその資金調達等に関するコンサルタント業務を目的とした新会社、これをつくるということになりました。和光証券がございまして、株主構成としては和光証券グループと日本本事業承継コンサルタント協会というのが、これは我が國の公認会計士とが税理士を会員とした協会でございますが、その協会の会員、そしてニューヨークに所在をしておりますウエストスフィア、キヤピタル・アソシエイツ社、この三者で共同会社が設立をされた。こういった動きが証券の周辺

バンカーズ・トラストの業務提携がございます。

昨年の七月に、先ほどとダブりますが、長銀とSBCとの提携、それから今年の五月に中央信託と

香港上海銀行、以上がございます。

○星野朋市君 証券局長、山一証券のメリリンチの買収という問題、これもやっぱりその中の一つじやないです。

○政府委員(山本晃君) そのとおりでございます。

○星野朋市君 だから、事実はもう先に相当進んでいますね。大体、生き馬の目を抜くといふこの業界ですから、そういう形のものはどんどん進んでいます。これはもう認めなくちやならないと思うんですね。それに乗りおりられた連中はどうなるのか、これが私はこれからの大変な問題になつてくると思っています。

そういうことで、これらのビッグバンが成立した後の日本の厳しさという問題について少し考え方を述べたわけでございます。

けさから皆さんのが取り上げになつてゐる例の山一の債務超過の問題について別の角度から私は質問をしたいんですけど、債務超過はざることながら、今度の法律の中に投資者保護基金の創設というのがござりますね。これは今までの解説によると、問題がなければ発足時に三百億円、そして二〇〇一年の三月末時点で五百億程度を証券界として確保する方向で調整中ということだそうですね。でも、私はこの前、保険業界で四千億、四千六百億、それから六千九百億という根拠をお聞きしました。

証券界における三百億、五百億、この金額の根拠というものがあると思うんですけど、それをお聞かせ願いたい。

○政府委員(山本晃君) 証券の場合にはどの程度の規模が適当であるかといふのを見積もるという

アメリカでも同じような基金がございまして、

たしか一九七〇年代初頭に立ち上がつたかと思いますけれども、それが大体四半世紀たちまして、

今まで使つた金額というものが日本円に直しますけれども、それが三百四十億円程度であるといったようなこと等を考えまして、とりあえずスタート時は三百億円くらいでスタートさせていくべきではないのかなと。ただ、アメリカの場合でもそうですが、若干スタート時は分別管理の徹底というのも、もちろんこれは徹底を期すわけでござりますけれども、アメリカの場合なんかでも最初の数年間というのは結構使つた例があるという

ことですけれども、アメリカの場合なんかでもようなこともあります。

さつと言いまして、たゞ三百億ですと、日本の場合、今まで例え三洋の問題とか、現在の寄託証券補償基金で相當な額を使うのではないかと見込まれておると、いうようなこともございまして、

保険会社のように歯切れよくどこどこ規模クラスが何社ぐらいは大丈夫ですと、制度が変わるものですから、分別管理を義務づけるということではなくが、現時点では五百億円くらいあれば十分かなかわからないわけでござりますけれども、全体としては現時点では五百億円くらいあれば十分なのかななど、アメリカの大体半分ぐらいということがわかるわけでございます。

○星野朋市君 補償対象となる資産というのは、機関投資家等のプロを除く顧客の預かり資産、こうなっていますね。それからもう一つは、顧客一人当たり一千円までを補償、補償限度の額については政令事項と二つ大きな理由があるんです。

そうすると、これは私が聞き間違えたのならば大失礼なんですかけれども、山一証券の債務超過について、あたかも投資者保護基金でもつて対処できるようなお詫があつたよう思ふんですけれども、これは全く間違つてゐるんじゃないですか。今度の債務超過というのは個人の問題じゃな

いでしょう。

○政府委員(山本晃君) 山一証券の問題につきましても、分別管理というものが徹底され

ればそれほど大きな金額は必要ではないだろうと

いうことは常識論としてわかるわけでございま

す。アメリカでも同じような基金がございまして、たしか一九七〇年代初頭に立ち上がつたかと思いますけれども、それが大体四半世紀たちまして、今まで使つた金額というものが日本円に直しますけれども、それが三百四十億円程度であるといったようなこと等を考えまして、とりあえずスタート時は三百億円くらいでスタートさせていくべきではないのかなと。ただ、アメリカの場合でもそうですが、若干スタート時は分別管理の徹底というのも、もちろんこれは徹底を期すわけでござりますけれども、アメリカの場合なんかでもようなこともあります。

さつと言いまして、たゞ三百億ですと、日本の場合、今まで例え三洋の問題とか、現在の寄託証券補償基金で相當な額を使うのではないかと見込まれておると、いうようなこともございまして、

保険会社のように歯切れよくどこどこ規模クラスが何社ぐらいは大丈夫ですと、制度が変わるものですから、分別管理を義務づけるということではなくが、現時点では五百億円くらいあれば十分かなかわからないわけでござりますけれども、全体としては現時点では五百億円くらいあれば十分なのかななど、アメリカの大体半分ぐらいということがわかるわけでございます。

○星野朋市君 補償対象となる資産というのは、機関投資家等のプロを除く顧客の預かり資産、こうなっていますね。それからもう一つは、顧客一人当たり一千円までを補償、補償限度の額については政令事項と二つ大きな理由があるんです。

そうすると、これは私が聞き間違えたのならば大失礼なんですかけれども、山一証券の債務超過について、あたかも投資者保護基金でもつて対処できるようなお詫があつたよう思ふんですけれども、これは全く間違つてゐるんじゃないですか。今度の債務超過というのは個人の問題じゃな

いでしょう。

○政府委員(山本晃君) 山一証券が実質的には破綻をした十一月

二十四日の大蔵大臣談話におきまして、山一証券の問題については「寄託証券補償基金の発動は現在予定されていないが、本件の最終処理も含め、証券会社の破綻処理のあり方に関する限りは、寄託証券補償基金制度の法制化、同基金の財務基盤の充実、機能の強化等を図り、十全の処理体制を整備すべく適切に対処いたしたい。」というふうにされたところでございます。

それを受けまして、実は今回御提案申し上げております金融システム改革法のこれは附則になるわけでございますが、附則の四十三条で、いわば法施行日前の破綻で、寄託証券補償基金の外で貸し付けが行われた、具体的にはこの山一のケースも当たるわけでございますが、このうち投資者の保護に資すると認められるものについては、そういったものはこの新たにできる投資者保護基金の方にそういう債権債務関係を引き継ぐことができる、こういう規定が設けられておるわけでござります。

それで、この山一の場合にはピーク時は一兆一千億ないし一兆二千億の日本銀行の特融が出たわけでございます。それが本年三月末には約五千五十億円、それから私どもが山一証券から聞いたところによりますと、六月一日現在ではこれが四千四百五十億円になっているということだそうでございます。

いずれにいたしましても、日本銀行の特融によりまして、一般投資家も含めました投資家の預かり資産、これを返還するための資金繰りに日本銀行の特融が使われたわけであるというふうに認識をしておるところでございます。

○星野朋市君　当時の寄託証券補償基金の額というのは幾らだったですか。非常に少ない金額だったんじゃないとなんですね。

○政府委員(山本晃君)　当時は三百数十億円といふことでございます。

○星野朋市君　そうすると、これは過ぎ去っちゃったことなのでいたし方がないとは簡単に言えないことなんですね。

というのは、さつきからずっとお答えを聞いて  
いると、そもそも山一証券は債務超過ではないと  
いう形で自主廃業をさせて、そして、さつき私が  
申し上げたとおり、今後新たな経営負担が生じな  
ければ発足時三百億円、二〇〇一年三月までは五  
百億円程度、こういう形でこの制度を発足させよ  
うとした整合性が一つもないんじゃないとか私は  
疑問に思っていますけれども、いかがですか。

○政府委員(山本晃君) そこはなかなか難しいと  
ころでござりますけれども、実は私どもも山一証  
券が本年三月末点でもつて二百一十五億円の債  
務超過の状態にあるというふうに知ったのがつい  
最近のことです。ただ、この山一証券の  
債務超過の問題につきましては、先ほどから劣後  
の問題とかいろいろあるわけでございます。いす  
れにしましても、最終的には山一証券が清算をし  
ていわゆるこの金額が確定するというのではなく  
のことになるわけでございます。

それと、実は三洋証券にいたしましても、ある  
いは今現在引き続いて寄託証券補償基金で行われ  
ているものとして丸莊証券があるわけでございま  
すけれども、これの処理も、最終的な処理額とい  
いということを申し上げたわけでございます。そ  
の点は御理解をいただきたいと思います。

○星野朋市君 終わります。

○菅川健二君 本題に入ります前に、昨今問題に  
なっております九十七年度の国的一般会計決算につ  
きまして御質問をいたしたいと思います。

新聞報道等によりますと、一兆円を超す規模の  
歳入不足に陥ることが確実になつたと伝えられ  
るわけでございますが、実際の見通しはどのよ  
うになつておりますか。

○政府委員(尾原榮夫君) 平成九年度の税収の見  
込みについてお尋ねがございました。

六月二日に四月末の累計の税収が判明したところでございます。これによりますと、四月末の累計で一〇一・八%ということで、補正後予算の対前年比が一〇八%、これを下回っているわけござります。

それで、この税収につきましては実はまだ五月分税収が残つてございまして、消費税率引き上げによる増収あるいは三月決算法人の税収が収納されるということをございますので、この一〇一・八%で必ずしもいくというふうに私どもは考えておりません。

ただ、先日判明した四月末の税収でまいりますと、平成九年分の確定申告の結果が大体わかりました。これでまいりますと、残念ながら申告所得などにつきまして補正後予算額の達成が困難な見込みになったわけでございます。したがいまして、九年度税収全体についても補正後予算額の達成はなかなか難しい状況に至つたと認識しているところでございます。

具体的な数字ということをございますが、今申し上げましたように、五月分の税収として納付される三月決算法人の関係の税収、これが大きく影響するものでござりますので、具体的な見通しについて述べることはちょっと差し控えさせていただきたいと、こう思つております。

○菅川健二君 アバウトに言いますと一兆円前後というふうに見ていいのでござりますか。その辺はいかがですか。

○政府委員(尾原榮夫君) 例えば、この五月分の税収、法人税にいたしましても消費税につきましても、八年度の決算で見ますと相当ウエートが大きいわけでございまして、新聞報道で数字がおされたことは承知しておりますけれども、我々、税収に携わる者の方から数字を申し上げることは差し控えさせていただきたい、こう思つております。

○菅川健二君 いずれにいたしましても、大変多額の歳入欠陥を来すであろうということが想定されます。

我々、新進党におつた昨年の当初以来、消費税アップとかあるいは財革法論議の中で、経済再建なくして財政再建なしということを絶えず主張してきたわけでござりますが、案の定、政府におかれでは、財政再建を急ぐ余りに病み上がりの経済に九兆円にも上る国民負担増をかけ、公共事業の抑制を図る等のデフレ予算を組む等、金属バットで病み上がりの経済をめった打ちにした。したがつて経済自身が瀕死の重体に陥つたのではない。その後、ことになりましてからいろいろ病変に気づきまして幾つかの経済対策を打ち出しておるわけですが、これも赤字国債の裏打ちによつて初めてできるわけでございまして、そういうた対策を打ちながらなお景気は低迷しておるという状況でござります。

この結果、政策不況により税収は減収になるわ、赤字国債の増発によりさらに財政再建というのは遠くばかりではないか、ミイラ取りがミイラになつたのではないかと言われるゆえんでございますが、この歳入不足は、ただいま申し上げましたように、景気動向に対する政府の政策判断のミスと政策対応の遅さ、これが招いたものではないかというふうに思うわけでござります。

そういうた点におきまして大蔵省の責任は重大だと思うわけでござりますが、大蔵大臣、どのようにお考へでしようか。

○國務大臣(松永光君) 今、主税局長が答弁を申し上げましたように、平成九年度の税収の見積もり、ある程度の歳入欠損が出る見通しのようあります。しかし、今の段階でその額を申し上げることはできないわけでありますけれども、そうした事態になつたことはまことに残念なことだと思ってます。これは景気の厳しい状況がその主たる原因だと思うであります。

こういう状況に対しして大蔵省・政府としては、平成九年度の予算につきまして、一月の末から二月にかけて特別減税の法案を御審議願つて、成立すると同時に二月、三月にかけて特別減税の実施、そして補正予算の編成をして審議をお願いし

て、成立すると同時に実行に移す、こういった措置をとってきたところであります。平成十年度の関係につきましても、予算成立後直ちに公共事業等については思い切った前倒し執行ということです今努力を続けているところであります。

なお、平成十年度の予算に関連しても補正予算の編成をして、そして国会における御審議をお願いする、こういったことになつておるわけであります。

を一日も早く乗り越えて日本の経済が安定した成長軌道に乗るよう今最大限の努力を続けて いるところです。

ので御自身に責任を問うたというのもいかがかと思  
うわけでございますが、いずれにしても政府の経  
済政策の失敗というものが財政再建をさらに遠の  
かせたという責任は重いのではないかと思うわけ  
でございます。

そこで、減収による不足分というのは今度は次の会計年度の、九九年度にならうかと思いまが、一般会計に予算計上して返済しなければならないというシステムになつておるのではないかと思うわけでございまして、そのための予算をさら

に上積みするということになりますと、赤字国債の新規発行を毎年度削減するという財革法そのものがさらに守れなくなるのではないかという危惧があるわけでございますが、この点についていかがでしようか。

○政府委員(細川興一君)　ただいまありますよ  
うに、九年度決算につきましては税収がまだつ  
かりと判明していないこと、それから全体  
の税外収入の状況、それから歳出の不用の額につ  
いても判明しておりませんので確たることを申し  
上げる段階にはございません。

ただ、先生御指摘のように、仮に九年度決算において決算不足が生じた場合には、仕組みといったしましては決算調整資金から一般会計に資金を組

み入れるということによつて対応することになり  
ますが、その際、現在、決算調整資金の残高<sup>まんこう</sup>

口でありますので、国債整理基金から決算調整資金へ繰り入れを行うことになります。その場合、決算調整資金に関する法律の附則二条の三項、四項によりますと、当該繰り入れられた日の属する年度の翌年度までに、具体的に申し上げますと、仮に九年度決算について決算不足が生じた場合は、十年度において繰り入れを行うこととなる

ので、十一年度までに一般会計から決算調整資金に繰り戻し、さらに国債整理基金へ繰り戻さなければならぬという仕組みになつております。そこで、御質問は、このような仮定の上に立てて、決算調整資金への繰り戻しといわゆる財政再建との関係についてのお尋ねだと思いますが、今回

改正になりました財政構造改革法によりますと、経済が一たん停滞に陥った場合、そうした状況が国民生活に重要な影響を与える、その影響に対処するための施策の実施に支障が生じるかどうかを予算編成の都度、諸状況を総合的に勘案して、施策

○菅川健二君　結局は財革法改正の事実上の彈力条項というかそういうものを引き続き次年度に行せざるを得ないかどうかを判断するという仕組みになつております。

そこで、本題に入りますけれども、先週末から地元に帰りまして、月曜日には地銀とか第一地銀、信用金庫、信用組合等の頭取とか理事長さんも継続されるを得ないような状況ではないかと思うわけでございます。

方にお目にかかりまして、この法案絡みでいろいろ金融情勢について懇談をさせていただいたわけですがござります。いずれの方々もこの法案の早期成立を強く望んでおつたわけでございますが、私は僭越ながら委員長にかかりまして、今週末には成

立するので、御了承いただきたいと思います。その際、いろいろな懇談の中では出たわけでございますが、これまで延滞債権といえば六ヵ月以上

というのが金融界の常識であつたわけですが、いまナサニエル、二月三月から、おおむね

すれども、この三月からSEC基準によりまして三ヵ月以上と。これまで三ヵ月延滞という景気の悪いときには日常茶飯事に行われておったものまでが公表されることになる、あるいは第Ⅱ分類のリスク管理債権というものが事实上不良債権にカウントされるというようなこともありますし、勢い貸し出し姿勢が慎重になつて貸し渋りの一つの心理的な要因になつてゐるのではないかと

いうような発言もあつたわけでございますが、この点についてはいかがでござりますか。

生がおっしゃったような貸し渋りの一因にされてしまうというような矛盾点があるのは私どものある意味では悩みでもございます。

ただ、当委員会でもそうでございますが、この国会で不良債権ということとそのほかの例えれば

スク管理債権とかいうような用語をきちっと区分けしてお話ししたいだいておることを非常にあります。たく思つております。一口に不良債権といふうに決めつけてしまふと、ちょっとでも危ないところにはもう貸すな、すぐ回収しろということ

になってしまふわけです。また、そういう口実を与えてしまふということと、その辺は非常に感謝しておりますが、あわせて大蔵大臣の方からも金融機関に対し貸し渋りというような批判を受けることのないようにつてことをしばしば強く言つ

そういうことで、だんだん世の中の理解が進んでいきますとそういうた誤解に基づく社会的な悪い現象というのは防げるのではないかというふうに思つておりますし、私どもこの用語の使い方についておきます。

等については慎重にやつていきたいと思っております。

いろいろな誤解を生む一つの原因になつておるので

はないかと思つたのでございまして、きちつとし  
た説明をいろいろな形で広報していただきたいと  
思うわけでござります。

うな意見がいろいろ出ておるわけですがございますが、逆にその損切りの恩恵を受ける債務者が仮に建設業とかゼネコンということになりますと、これは本来返すべき借金を棒引きにしてもらうことになる、そしたら平成版の徳政令ではないかと。どうやることも言つしておらんつ樣でございま

そういう面で早期処理ということは必要ではあるわけですが、やはりきちっとしたルールに基づいてモラルハザードの起きないような形というものが重要ではないかと思うわけでございますが、

この点について昨今いろいろ論議がござりますので、大蔵省のお考えをお聞きいたしたいと思います。

摘要でございましたが、私もそうだと思っておりま  
すし、ましてや不良なる債務者に対して何らかの  
利益を与えるような結果になることはこれは私は  
あつてはならぬことだと、こう思つております。  
この問題で、債権放棄によって銀行側について

一定の条件のもとに債務者が、善良な債務者といふ言葉を使つていいかどうかわかりませんが、生きていくけるような状態にしてあげることも大事なことだというふうな意見があることは事実なんで

それはどういうことかというと、例えばの話でありますけれども、中小企業が本業は堅実にやつしおる、現在も何とかやっていける、しかしその人々がバブル時代に、だれからかの甘い言葉に誘惑

されて多額の融資を受けてでかいマンションをつかったと、これは本業以外です。ところが、入り手がなかつたがためにその多額の借金が払えないという状況。零細企業あるいは個人企業の場合には当然のことながら個人も保証しておりますから、したがつて普通の強制執行等をやりますといふと、当然のことながら本来の零細企業者の分も全部なくなつてしまいまして、その人がこれから生きていけないという結果になることが想定されると。そういう場合に、その人をその場で殺してしまつていいんだろうか。少なくとも経済的にはこういう場合には何か考えてやつてしかるべきじゃないか。少なくともその人が本來の仕事で何とかやっていけるような分だけは残してやる、こういったことを考えていいんじやなかろうかといふ意見があつたことは事実であります。

それは決してモラルハザードを引き起こすようなどにもならぬし、むしろそういうことでもじめに努力する小零細企業者をやっぱり生き残らせるとか生きていけるようにしてあげることも政治じゃないかという意見はあったことは事実であります、いざにせよ不良債務者に何らかの利益を与えるような形での損切りなんというようなものがあつてはいかぬというふうに私は思いましたし、大体の議論の集約をするところはそういつたことではなかろうかと、こう思います。

そういう意味で、実は五月二十八日の日に政府・与党金融再生トータルプラン推進協議会の第二回目の会議がございまして、そこで中間取りまとめがなされたわけであります、その中で八項目にわたる意見の取りまとめがなされたところであります。やつていきたいと、こう思つておるところであります。

委員御指摘のようなことにならぬようになっていきたいと、こう思つておるところでございます。

○菅川健二君 いずれにしましても、きちっと対応していただきたいと思うわけでござります。

すれこの問題は制度化のときに議論を深めさせていただきたいと思います。

ただいまのような不良債権の処理策、これはいろいろな問題があるわけでございますが、実質的な処理で最も効果のあるものとして、不動産が利用地をつくっていく、そのためには不動産取得税とか登録免許税など土地税制を例えれば二年間なら二年間に限つて時限立法によりましてゼロに対するものによって土地需要の顕在化を図るという、そういう実体面の促進策を講じてはどうかと思うわけでございますが、いかがでしょうか。

○政府委員(尾原榮夫君) 土地税制でございますが、平成十年度、今年度の税制改正におきまして、まさに先生が今おっしゃいましたような長期にわたる地価の下落にどう対処していくんだと、ささらにこの極めて厳しい経済情勢にどう対応していくのかということで、臨時緊急的な措置として大幅な見直しをさせていただいたわけでございまして、まさにこの緩和で厳しい経済情勢にどう対応していくのかといふことによって土地需要の顕在化を図るという、そういう実体面の促進策を講じてはどうかと思うわけでございますが、いかがでしょうか。

一つは、御承知のような土地の譲渡益課税につきまして相当な緩和を図りました。法人につきましては、いわゆる追加課税なりを適用しない、あくまでも大体の議論の集約をするところはそういつたことではなかろうかと、こう思います。

そういう意味で、実は五月二十八日の日に政府・与党金融再生トータルプラン推進協議会の第二回目の会議がございまして、そこで中間取りまとめがなされたわけであります、その中で八項目にわたる意見の取りまとめがなされたところであります。やつていきたいと、こう思つておるところであります。やつていきたいと、こう思つておるところであります。

○菅川健二君 いずれにしましても、きちっと対応していただきたいと思うわけでござります。

すれこの問題は制度化のときに議論を深めさせていただきたいと思います。

ただいまのような不良債権の処理策、これはいろいろな問題があるわけでございますが、実質的にいたまどいうことが土地問題の解決に資するのではないか、こういうふうに考へておるわけでございます。

それから、不良債権処理問題について、いろいろな形での資金の投入とかいろいろ検討を進められておるわけでございますが、先般もこの委員会でおんぶにだっこに哺乳瓶というような他の委員の御発言もありましたけれども、とにかく余りにも端なものよりも、やるときは思い切った措置をお願いいたしたいと思うわけでございます。

それから、不良債権処理問題について、いろいろな形での資金の投入とかいろいろ検討を進められておるわけでございますが、先般もこの委員会でおんぶにだっこに哺乳瓶というような他の委員の御発言もありましたけれども、とにかく余りにも端なものよりも、やるときは思い切った措置をお願いいたしたいと思うわけでございます。

それから、不良債権処理問題について、いろいろな形での資金の投入とかいろいろ検討を進められておるわけでございますが、先般もこの委員会でおんぶにだっこに哺乳瓶というような他の委員の御発言もありましたけれども、とにかく余りにも端なものよりも、やるときは思い切った措置をお願いいたしたいと思うわけでございます。

それから、不良債権処理問題について、いろいろな形での資金の投入とかいろいろ検討を進められておるわけでございますが、先般もこの委員会でおんぶにだっこに哺乳瓶というような他の委員の御発言もありましたけれども、とにかく余りにも端なものよりも、やるときは思い切った措置をお願いいたしたいと思うわけでございます。

それから、不良債権処理問題について、いろいろな形での資金の投入とかいろいろ検討を進められておるわけでございますが、先般もこの委員会でおんぶにだっこに哺乳瓶というような他の委員の御発言もありましたけれども、とにかく余りにも端なものよりも、やるときは思い切った措置をお願いいたしたいと思うわけでございます。

それから、不良債権処理問題について、いろいろな形での資金の投入とかいろいろ検討を進められておるわけでございますが、先般もこの委員会でおんぶにだっこに哺乳瓶というような他の委員の御発言もありましたけれども、とにかく余りにも端の

ある意味では株主の立場としては言いたいところでございます。

ただ、先生がおっしゃりたいことは、もう少し詳しくお聞きしたいと思います。

三一四

す。当局としても、引き続き対応状況の把握に努めるとともに、金融機関に対してこの問題への適切な対応を促す必要があるというふうに考えております。

これは、ひとり金融機関だけの問題ではない、ということであらゆる分野での二〇〇〇年問題というのがあるかと思いますが、特に金融機関は重要な問題点だというふうに認識しております。

これより四案について討論に入ります。  
御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願

○笠井亮君 私は、日本共産党を代表して、金融システム改革法案外三法案に対しても反対の討論を行います。

まず、金融システム改革法案は、いわゆる日本版ピッグバンを図るための一括法案であり、金融

の自由化、規制緩和を全面的、包括的に進めるものであります。

今、日本の金融は、みずから招いたバブルの後遺症で膨大な不良債権を抱え、巨額の公的資金の投入を含む至れり尽くせりの支援策にもかかわらず、いまだにそれを克服し得ず、貸し渋りなどに見られるよう、金融が本来果たすべき役割すら十分果たしていません。

金融ビッグバンの中心理念は市場原理中心主義であります。金融を市場原理にゆだねれば、金融機関は利潤追求を最優先し、公共性や社会的責任が一層投げ捨てられることは歴然としております。金融の本来の機能を回復するためには、金融機関に公共性や社会的責任について明確な自覚を求め、必要な規制を強化することこそ必要であります。

本法案は、第一に、投資信託やデリバティブなど資産運用手段の多様化を図り、これを銀行の窓口で販売するなどにより、国民の金融資産を預金

から元本保証のない金融商品に向かわせようとしています。これは一千二百兆円に上る国民の金融資産を内外の金融機関の収益拡大の対象とし、投機の波にさらすことになるのであります。

第一に、法案は、銀行、証券、保険など業務の直営を撤廃し、金融機関の業務範囲を広大にして、

地権を指揮し、金融機関の業務範囲を擴張しています。この結果、金融機関の公共性や社会的役割は鮮明化され、金融の規制も強化されています。

は軽視され、業態を超えた内外の金融機関同士の競争が強められ、巨大な金融コングルマリットだ

けが生き残る金融再編が予想されます。その結果、中小の金融機関が淘汰され、中小企業や地域

経済に大きな影響を与えるとともに、金融労働者の雇用と生活を脅かすことが避けられません。

第三に、監督体制が不十分なまま金融機関が多くの業務を兼業する結果、利益相反やインサイ

ダーコミニティなど不正行為が横行することが予想されます。また、情報漏洩や一々のミス等で荷物

ます。また、情報公開が不十分なまま多様な商品が出回る結果、消費者被害が急増することが予想

されます。にもかかわらず、本法案には、金融制度調査会ですらその必要性を認めている消費者保

護法の制定が先送りされているのであります。特定目的会社資産流動化二法案については、不

良債権のリスクを個人を含めた投資家に分散するものであり、郵貯資金などの投資対象となるれるな

ど、公的資金の出動も検討されているものです。

金融機関特定金融取引一括清算算定案について  
倒産処理の合理化という面を持ちつつも、デリバ

テイフ取引の一層の拡大に対応したものであります。

以上の理由から四法案に反対であることを表明し、討論いたします。

○委員長(石川弘君) 他に御意見もないようですから、討論は終局したものと認めます。

これより順次四案の採決に入ります。

また、金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律案について採決を行います。

本案に賛成の方の挙手を願います。

○委員長(石川弘君) 多数と認めます。よって、

第五部 財政・金融委員会會議錄第十九号

平成十年六月四日

社の経営者がモラルハザードに陥ることのないように努めること。

一、投資者保護基金及び保険契約者保護機構は、借入れに対する政府保証債務の履行が容易に行われることのないよう透明性の高い運営に留意すること。

一、金融機関が抱える不良債権の流動化について、本法の実効性を確保するため、米国の大手等諸外国の制度も参考にしつつ不良債権の処理方策等について検討すること。

一、金融システム改革は、我が國経済・社会の活性化に不可欠のものであり、我が國金融業の発展に資するものであるが、雇用面での摩擦的な痛みを伴う可能性があることにも留意をして進ること。

右決議する。

以上でござります。

何とぞ御賛同いただきますようお願い申し上げます。

○委員長(石川弘君) ただいま久保君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

○委員長(石川弘君) 多数と認めます。よって、久保君提出の附帯決議案は多数をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

○国務大臣(松永光君) ただいま御決議のありました事項につきましては、政府といたしましても御趣旨を踏まえまして配意してまいりたいと存じます。

○委員長(石川弘君) 「異議なし」と呼ぶ者あり。

○委員長(石川弘君) 御異議ないと認め、さよう

決定いたします。  
本日はこれにて散会いたします。

午後五時二十五分散会

五月二十九日本委員会に左の案件が付託された。

一、景気回復のための商品券減税実施に関する請願(第一九六七号)

一、十兆円の大幅減税に関する請願(第一九七二号)

一、国民生活安定のための十兆円減税実施に関する請願(第一九〇三号)

一、所得税の基礎控除の引上げによる課税最低限の抜本的な改正に関する請願(第一九〇五五号)(第二一一号)

一、銀行救済策への国民の税金投入中止に関する請願(第一〇三五号)

一、国民生活安定のための十兆円減税実施に関する請願(第一〇四三号)(第二〇五五号)(第二一一号)

一、所得税の基礎控除の引上げによる課税最低限の抜本的な改正に関する請願(第一〇三五号)

一、銀行救済策への国民の税金投入中止に関する請願(第一〇三五号)

十兆円減税を実行するよう求める。  
ついては、次の事項について実現を図られた

い。  
一、六兆円の恒久的な所得税・住民税・法人税の減税を行うこと。

二、四兆円の特別戻し金を実行すること。

三、景気回復のための商品券減税実施に関する請

願(第一九六七号)

この請願の趣旨は、第五九〇号と同じである。  
この請願の趣旨は、第一三三二五号と同じである。

二三、山田賢悟 外二万五千名

一、六兆円の恒久的な所得税・住民税・法人税の減税を行うこと。

二、四兆円の特別戻し金を実行すること。

三、景気回復のための商品券減税実施に関する請

願(第一九六七号)

一、六兆円の恒久的な所得税・住民税・法人税の減税を行うこと。

二、四兆円の特別戻し金を実行すること。

三、景気回復のための商品券減税実施に関する請

願(第一九六七号)